

広帯域インターネット接続サービス契約約款

平成 2 2 年 3 月 1 日

K V H 株式会社



目 次

第1章 総 則	4
第1条 約款の適用	4
第2条 約款の変更	4
第3条 用語の定義	4
第2章 広帯域インターネット接続サービス等の提供区域等	6
第4条 広帯域インターネット接続サービス等の提供区域等	6
第3章 契 約 等	6
第5条 広帯域インターネット接続サービス等の区分等	6
第6条 契約の単位	6
第7条 契約者回線等の終端	6
第8条 契約申込の方法	7
第9条 契約申込の承諾	7
第10条 最低利用期間	7
第11条 契約期間	8
第12条 区分等の変更	8
第13条 契約者回線等の移転	8
第14条 特定他社接続回線に係る変更等の通知	8
第15条 利用の一時中断	9
第16条 利用権の譲渡	9
第17条 契約者が行う契約の解除	9
第18条 当社が行う契約の解除	9
第19条 その他の提供条件	10
第4章 付加機能	10
第20条 付加機能の提供	10
第21条 付加機能の利用の一時中断	10
第5章 回線相互接続	10
第22条 当社又は他社の電気通信回線の接続	10
第23条 特定他社接続回線の相互接続	10
第24条 相互接続点の所在場所の掲示等	11

第6章 利用中止等	11
第25条 利用中止	11
第26条 利用停止	11
第7章 通信利用の制限等	12
第27条 通信利用の制限等	12
第28条 特定他社接続回線による制約	12
第29条 平均利用速度の計測	13
第8章 料 金 等	13
第1節 料金及び工事に関する費用	13
第30条 料金及び工事に関する費用	13
第2節 料金等の支払義務	13
第31条 固定型に係る料金の支払義務	13
第32条 従量型に係る料金の支払義務	14
第33条 工事費の支払義務	15
第34条 線路等設備費の支払義務	15
第3節 料金の計算方法等	16
第35条 料金の計算方法等	16
第4節 割増金及び延滞利息	16
第36条 割増金	16
第37条 延滞利息	16
第9章 保 守	16
第38条 契約者の維持責任	16
第39条 契約者の切分責任	17
第40条 修理又は復旧の順位	17
第10章 損害賠償	18
第41条 責任の制限	18
第42条 免責	18
第11章 雑 則	19
第43条 承諾の限界	19
第44条 利用に係る契約者の義務	19
第45条 契約者以外の者の利用に係る契約者の義務	19

第46条	契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等	20
第47条	契約者の氏名等の通知	20
第48条	特定事業者からの通知	20
第49条	特定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行	20
第50条	特定他社接続回線に関する手続きの代行	21
第51条	法令に規定する事項	21
第52条	技術的事項及び技術資料の閲覧	21
第53条	閲覧	21
第54条	預託金等	21
第55条	特約	21
第56条	外国における取扱制限	21
第57条	外国インターネット接続サービスに係る休止	21
第12章	附帯サービス	22
第58条	附帯サービス	22
別記		23
料金表		28
通則		28
第1表	料金（附帯サービスの料金を除きます。）	30
1	適用	30
2	料金額	52
第2表	工事に関する費用	67
第1	工事費	67
第2	線路等設備費	72
第3表	附帯サービスに関する料金	73
附則		73

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）及び条約附属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）に基づき、この広帯域インターネット接続サービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより広帯域インターネット接続サービスを提供します。

（注）本条のほか、当社は、広帯域インターネット接続サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 広帯域インターネット接続網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下、同じとします。）
4 広帯域インターネット接続サービス	広帯域インターネット接続網を使用して行う電気通信サービス
5 広帯域インターネット接続サービス営業所	広帯域インターネット接続サービスの契約事務等を行う当社の事業所
6 広帯域インターネット取扱局	電気通信設備を設置し、それにより広帯域インターネット接続サービスを提供する当社の事業所
7 広帯域インターネット接続契約	当社から広帯域インターネット接続サービス、21欄で規定する他社回線接続・インターネット接続サービス又は24欄で規定する外国インターネット接続サービスの提供を受けるための契約
8 契約者	当社と広帯域インターネット接続契約を締結している者

9	契約者回線	広帯域インターネット接続契約に基づいて、広帯域インターネット取扱局と契約の申込者が指定する場所（11欄で規定する相互接続点を除きます。）との間に設置される電気通信回線
10	取扱局交換設備	契約者等回線を収容するために広帯域インターネット取扱局に設置される交換設備（その交換設備に接続される設備等を含みません。）
11	相互接続点	当社と当社が別に定める電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の規定により登録を受けた者又は事業法第16条第1項の規定により届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が別に定める電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第10項に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
12	特定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者であって、別記1に定める特定の電気通信事業者
13	外国事業者	当社が別に定める外国において電気通信事業を行う事業者であって、その事業者が定める契約約款等に基づき、当社が電気通信サービスの提供を受けている者
14	当社等	当社、特定事業者又は外国事業者
15	接続契約者回線	広帯域インターネット取扱局と相互接続点（当社と特定事業者との間の相互接続点に限ります。）との間に設置される契約者回線
16	契約者等回線	契約者回線又は接続契約者回線
17	特定他社接続回線	相互接続点において接続契約者回線と接続する電気通信回線であって、特定事業者が設置するもの
18	接続契約者回線等	接続契約者回線及びその接続契約者回線と相互に接続する特定他社接続回線
19	外国契約者回線	外国事業者が設置する当社が別に定める電気通信回線
20	契約者回線等	契約者回線、接続契約者回線等又は外国契約者回線
21	他社回線接続・インターネット接続サービス	接続契約者回線等により当社が提供する広帯域インターネット接続サービス
22	国内インターネット接続サービス	広帯域インターネット接続サービス又は他社回線接続・インターネット接続サービス
23	外国インターネット接続網	外国事業者が設置する当社が別に定める広帯域インターネット接続網

24 外国インターネット接続サービス	外国契約者回線及び外国インターネット接続網により当社が提供する広帯域インターネット接続サービス
25 広帯域インターネット接続サービス等	広帯域インターネット接続サービス、他社回線接続・インターネット接続サービス又は外国インターネット接続サービス
26 端末設備	契約者回線等の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
27 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
28 自営電気通信設備	当社が別に定める電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
29 技術基準	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）
30 回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社が設置する装置
31 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 広帯域インターネット接続サービス等の提供区域等

（広帯域インターネット接続サービス等の提供区域等）

第4条 当社の広帯域インターネット接続サービス等は、当社が別記2に定めた区域等において提供します。

第3章 契約等

（広帯域インターネット接続サービス等の区分等）

第5条 広帯域インターネット接続サービス等には、料金表第1表（料金）に規定する区分及び品目があります。

（契約の単位）

第6条 当社は、契約者回線等1回線ごとに1の契約を締結します。この場合、契約者は1の契約につき、1人に限ります。

（契約者回線等の終端）

第7条 当社等は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社等の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に回線終端装置等を設置し、これを契約者回線等の終端と

します。

2 当社等は、前項の契約者回線等の終端に係る地点を定めるときは、契約者と協議します。

(契約申込の方法)

第8条 契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を広帯域インターネット接続サービス営業所に提出していただきます。

- (1) 国内インターネット接続サービスの区分及び品目
- (2) 契約者回線の終端の設置場所
- (3) その他、契約申込の内容を特定するために必要な事項

2 接続契約者回線等に係る契約申込をするときは、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を広帯域インターネット接続サービス営業所に提出していただきます。

- (1) その接続契約者回線と相互に接続する特定他社接続回線に係るサービスの種類及び品目
- (2) その接続契約者回線と相互に接続する特定他社接続回線に係る区間
- (3) その接続契約者回線と相互に接続する特定他社接続回線に係る特定事業者の名称
- (4) その他、接続契約者回線等に係る契約申込の内容を特定するための事項

3 外国インターネット接続サービスに係る契約申込をするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を広帯域インターネット接続サービス営業所に提出していただきます。

- (1) 外国インターネット接続サービスの品目
- (2) 外国契約者回線の終端の設置場所
- (3) その他、契約申込の内容を特定するために必要な事項

(契約申込の承諾)

第9条 当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 契約者回線等を設置し、又は保守することが技術上困難なとき。
- (2) 契約の申込みをした者が広帯域インターネット接続サービス等の料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 接続契約者回線等に係る契約申込にあつては、その接続契約者回線と特定他社接続回線との接続に関し、その特定他社接続回線に係る特定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- (4) その他、当社等の業務の遂行上支障があるとき。

(最低利用期間)

第10条 広帯域インターネット接続サービス等には、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、広帯域インターネット接続サービス等の提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 3 契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除等（接続契約者回線等に係る契約の解除等を含みます。）区分又は品目の変更又は移転があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を一括して支払っていただきます。

（契約期間）

第11条 広帯域インターネット接続サービス等には、料金表第1表（料金）に定めるところにより契約期間があります。

- 2 前項の契約期間は、第10条（最低利用期間）に規定する最低利用期間満了後も30日単位で自動更新するものとします。
- 3 前項の規定に基づき契約期間が延長されたときに、第17条（契約者が行う契約の解除）に基づき、契約者が30日以上予告期間をもって契約を解除する旨書面により当社に通知をした場合、予告期間の満了日をもって契約期間は終了するものとします。
- 4 第2項の契約期間内に契約の解除等があった場合は、料金表第1表の規定を適用します。

（区分等の変更）

第12条 契約者は、その広帯域インターネット接続サービス等に係る区分又は品目の変更を請求することができます。

ただし、区分又は品目の変更の扱いについて、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第9条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（契約者回線等の移転）

第13条 契約者は、契約者回線等の移転を請求することができます。

ただし、相互接続点とその他の地点との間の移転又は当社が別に定める移転については、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第9条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（特定他社接続回線に係る変更等の通知）

第14条 契約者は、その接続契約者回線と相互に接続する特定他社接続回線を変更する場合には、その変更の内容を速やかに、広帯域インターネット接続サービス営業所に通知していただきます。

- 2 契約者は、その接続契約者回線と相互に接続する特定他社接続回線に関し、次の場合には、そのことを速やかに広帯域インターネット接続サービス営業所に通知していただきます。

- (1) 特定他社接続回線に係る特定事業者との契約の解除
- (2) 特定他社接続回線に係る利用休止

3 当社は、前項の通知があったときは、第 17 条（契約者が行う契約の解除）の解除の通知があったものとして取り扱います。

（利用の一時中断）

第 15 条 当社は、契約者から請求があったときは、広帯域インターネット接続サービス等の利用の一時中断（当該広帯域インターネット接続契約に基づいて利用する広帯域インターネット接続サービス等に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（利用権の譲渡）

第 16 条 広帯域インターネット接続サービス利用権（契約者が広帯域インターネット接続契約に基づいて、広帯域インターネット接続サービス等の提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 広帯域インターネット接続サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した書面により広帯域インターネット接続サービス営業所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により広帯域インターネット接続サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) 広帯域インターネット接続サービス利用権を譲り受けようとする者が広帯域インターネット接続サービス等の料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 接続契約者回線等に係る広帯域インターネット接続サービス利用権の譲渡の場合にあっては、その譲渡がその接続契約者回線に接続される特定他社接続回線に係る特定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

4 広帯域インターネット接続サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

（契約者が行う契約の解除）

第 17 条 契約者は、契約を解除しようとするときは、そのことを 30 日前までに広帯域インターネット接続サービス営業所に書面により通知していただきます。

（当社が行う契約の解除）

第 18 条 当社は、第 26 条（利用停止）の規定により広帯域インターネット接続サービス等の利用を停止された契約者回線等について、契約者がなおその事実を解消しないときは、その契約を解除することがあります。

2 当社は、契約者が第 26 条（利用停止）各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社

等の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、利用停止をしないでその契約を解除することがあります。

- 3 当社は、前2項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第19条 広帯域インターネット接続サービス等に関するその他の提供条件については、別記3及び別記4に定めるところによります。

第4章 付加機能

(付加機能の提供)

第20条 当社は、契約者から請求があったときは、料金表第1表(料金)に定めるところにより付加機能を提供します。

(付加機能の利用の一時中断)

第21条 当社は、契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断(その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

第5章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線の接続)

第22条 契約者は、その契約者回線等の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等と当社又は当社以外の当社が別に定める電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を広帯域インターネット接続サービス営業所に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の当社が別に定める電気通信事業者の契約約款及び料金表によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

(特定他社接続回線の相互接続)

第23条 当社は、接続契約者回線に係る契約申込を承諾したときは、その接続契約者回線に係る相互接

続点において、指定のあった特定他社接続回線との接続を行います。

(相互接続点の所在場所の揭示等)

第 24 条 当社は、接続契約者回線に係る相互接続点の所在場所について、当社が指定する広帯域インターネット接続サービス営業所に掲示するものとします。

2 前項の相互接続点の所在場所については、相互接続協定に基づき、これを変更することがあります。

第 6 章 利用中止等

(利用中止)

第 25 条 当社等は、次の場合には、広帯域インターネット接続サービス等の利用を中止することがあります。

- (1) 当社等の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第 2 7 条（通信利用の制限等）の規定により、広帯域インターネット接続サービス等の利用を中止するとき。
- (3) 第 2 4 条（相互接続点の所在場所の揭示等）の規定により、接続契約者回線に係る相互接続点の所在場所を変更するとき。

2 当社等は、前項の規定により広帯域インターネット接続サービス等の利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者等に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第 26 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、6 か月以内で当社が定める期間（その広帯域インターネット接続サービス等の料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった広帯域インターネット接続サービス等の料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）その広帯域インターネット接続サービス等の利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務（特定他社接続回線に係るものを含みます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第 4 4 条（利用に係る契約者の義務）又は第 4 5 条（契約者以外の者の利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3) 当社の承諾を得ずに、契約者回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の当社が別に定める電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (4) 別記 7 及び別記 9 に定める当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りは

ずさなかったとき。

- 2 当社は、前項の規定により、広帯域インターネット接続サービス等の利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第7章 通信利用の制限等

(通信利用の制限等)

第27条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記13に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しくふくそうしたとき又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

(特定他社接続回線による制約)

第28条 契約者は、特定事業者の契約約款及び料金表の定めるところにより、その接続契約者回線と接続する特定他社接続回線を使用することができない場合においては、その接続契約者回線を使用することができません。

(平均利用速度の計測)

第 29 条 料金表第 1 表(料金)に規定する従量型における平均利用速度は、料金表第 1 表に定める方法により、当社の機器により測定します。

第 8 章 料金等

第 1 節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第 30 条 当社が提供する広帯域インターネット接続サービス等の料金は、料金表第 1 表(料金)に規定する利用料金(インターネット接続料とアクセス回線料を合算したものとします。以下、同じとします。)加算額及び付加機能使用料(以下「利用料金等」といいます。)とし、当社が提供する広帯域インターネット接続サービス等の態様に応じて適用します。

2 当社が提供する広帯域インターネット接続サービス等に係る工事に関する費用は、料金表第 2 表(工事費)に規定する工事費及び線路等設備費とします。

第 2 節 料金等の支払義務

(固定型に係る料金の支払義務)

第 31 条 料金表第 1 表(料金)に規定する固定型に係る契約者は、その契約に基づいて当社が広帯域インターネット接続サービス等の提供を開始した日(付加機能の提供については提供を開始した日)から起算して契約の解除等(接続契約者回線等に係る契約の解除等を含みます。以下、この条において同じとします。)があった日(付加機能の廃止については廃止があった日)の前日までの期間(提供を開始した日と解除等又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第 1 表に規定する利用料金等の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により広帯域インターネット接続サービス等を利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 次の場合が生じたときは、契約者は、その期間中の利用料金等の支払いを要します。

ア 利用の一時中断をしたとき。

イ 利用停止があったとき。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、広帯域インターネット接続サービス等を利用できなかった期間中の利用料金等の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、その広帯域インターネット接続サービス	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分)

<p>等を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備（接続契約者回線と相互に接続する特定他社接続回線を含みます。）による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（2欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する料金を計算し、その日数に対応する料金</p>
<p>2 契約者回線又は接続契約者回線と相互に接続する特定他社接続回線の移転に伴って、国内インターネット接続サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（契約者（特定他社接続回線に係るものについては特定事業者の定める専用サービス契約約款に規定する専用契約者を含みます。）の都合により、国内インターネット接続サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）</p>	<p>利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する料金</p>

3 前項の規定にかかわらず、固定型に係る利用料金の扱いについて、料金表第1表にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（従量型に係る料金の支払義務）

第32条 料金表第1表（料金）に規定する従量型に係る契約者は、その契約に基づいて当社が広帯域インターネット接続サービスの提供を開始した日（付加機能の提供については提供を開始した日）から起算して契約の解除があった日（付加機能の廃止については廃止があった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表に規定する利用料金等の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により広帯域インターネット接続サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 次の場合が生じたときは、契約者は、その期間中の利用料金等の支払いを要します。

ア 利用の一時中断をしたとき。

イ 利用停止があったとき。

- (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、広帯域インターネット接続サービスを利用できなかった期間中の利用料金等の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、その広帯域インターネット接続サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（2欄に該当する場合があります。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する料金
2 契約者回線の移転に伴って、広帯域インターネット接続サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（契約者の都合により、広帯域インターネット接続サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する料金

- 3 前項の規定にかかわらず、従量型に係る利用料金の扱いについて、料金表第1表にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。
- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（工事費の支払義務）

第33条 契約者は、契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第1（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（線路等設備費の支払義務）

第34条 契約者は、契約申込又は線路等設備を要する工事の請求をし、その承諾を受けたときは、料金

表第2表第2(線路等設備費)に規定する線路等設備費の支払いを要します。

ただし、契約者回線の設置等の工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。

- 2 前項の規定にかかわらず、線路等設備費の支払いについて料金表第2表第2に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 3 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前2項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

第35条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第36条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第37条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合には、この限りではありません。

第9章 保守

(契約者の維持責任)

第38条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準に適合するように維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第39条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、契約者回線等その他当社等の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備及び自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、広帯域インターネット取扱局等において、当社等が試験を行い、その結果を契約者に通知します。

3 当社は、前項の試験により当社等が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社等の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備及び自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について当社と保守契約を締結している契約者には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第40条 当社は、当社が設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第27条(通信利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその契約者回線を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の契約者回線は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記13に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除きます。)

3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの
---	------------------------

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的にその経路を変更することがあります。

第 10 章 損害賠償

(責任の制限)

第 41 条 当社は、国内インターネット接続サービスを提供すべき場合において、当社又は特定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その国内インターネット接続サービスが全く利用できない状態（当該広帯域インターネット接続契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、当該契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、国内インターネット接続サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該国内インターネット接続サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表第 1 表（料金）に定める固定型に係る利用料金、加算額及び付加機能使用料

(2) 料金表第 1 表（料金）に定める従量型に係るインターネット接続料（当該広帯域インターネット接続契約に係る品目の平均利用速度が最低となる場合のインターネット接続料とします。）アクセス回線料、加算額及び付加機能使用料

3 第 1 項の場合において、当社の故意又は重大な過失により国内インターネット接続サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

4 当社は、外国インターネット接続サービスの提供に伴い、当該契約者に与えた損害については、賠償の責任を負いません。

(注) 本条第 2 項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第 42 条 当社等は、広帯域インターネット接続サービス等に係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

第 11 章 雑則

(承諾の限界)

第 43 条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが困難である等、当社等の業務遂行上支障があるとき（その請求に係る接続契約者回線と特定他社接続回線との接続に関し、その特定他社接続回線に係る特定事業者の承諾が得られない場合、その他相互接続協定に基づく条件に適合しない場合を含みます。）は、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求した契約者に通知します。

(利用に係る契約者の義務)

第 44 条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社等が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその契約者回線等に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社等が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 当社等が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (5) 他人の著作権その他の権利を侵害する、法令に反する、公序良俗に反する、又は他人の利益を害する態様で広帯域インターネット接続サービス等を利用しないこと。

なお、別記 5 に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。

2 契約者は、前項の規定に違反してその電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(契約者以外の者の利用に係る契約者の義務)

第 45 条 契約者は、その契約者回線等を契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

- (1) 契約者は、前条の規定の適用については、善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、その契約者回線等を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。
- (2) 契約者は、その広帯域インターネット接続サービス等に関する料金又は工事に関する費用のうち、その契約者回線等を使用する者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負うこと。
- (3) 契約者は、当社が別に定める事項について、その契約者回線等に接続する自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、その契約者回線等を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責

任を負うこと。

(注) 本条第3号に規定する当社が別に定める事項は、次に掲げるこの約款の規定の適用とします。

- ア 第38条(契約者の維持責任)
- イ 第39条(契約者の切分責任)
- ウ 別記6(自営端末設備の接続)
- エ 別記7(自営端末設備に異常がある場合等の検査)
- オ 別記8(自営電気通信設備の接続)
- カ 別記9(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

(契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等)

第46条 契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等については、別記11に定めるところによります。

(契約者の氏名等の通知)

第47条 当社は、特定事業者から請求があったときは、契約者(その特定事業者と他社回線接続・インターネット接続サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。)の氏名及び住所等をその特定事業者に通知することがあります。

(特定事業者からの通知)

第48条 当社は、契約者が第14条(特定他社接続回線に係る変更等の通知)に規定する通知を行わなかった場合、又は当社が料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、相互接続協定に基づき、特定事業者から特定他社接続回線に係る契約者の情報の通知を受けることがあります。契約者は、これを承諾していただきます。

(特定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)

第49条 当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、特定事業者の契約約款及び料金表の規定により特定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その特定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) その契約者の申出について特定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は、前項に規定する取扱いを廃止します。

(特定他社接続回線に関する手続きの代行)

第 50 条 当社は、接続契約者回線と相互に接続する特定他社接続回線に関する申込、請求及び届け出等について、当該特定他社接続回線に係る特定事業者に対する手続きの代行を行います。

2 前項の実施にあたり、当該契約申込者又は契約者は、あらかじめ当社に当該申込、請求及び届け出等に関する当該特定事業者所定の書類を、当社の広帯域インターネット接続サービス営業所に提出していただきます。

(法令に規定する事項)

第 51 条 国内インターネット接続サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 本条に規定する法令に定める事項は、別記 6 から別記 10 に定めるところによります。

(技術的事項及び技術資料の閲覧)

第 52 条 当社は、当社が指定する広帯域インターネット接続サービス営業所において、広帯域インターネット接続サービス等における基本的な技術的事項及び広帯域インターネット接続サービス等を利用するうえで参考となる技術資料を閲覧に供します。

(閲覧)

第 53 条 この約款において当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

(預託金等)

第 54 条 当社は、契約者の支払義務の担保としての預託金の支払や前払金の支払その他支払条件の変更等当社の債権保全のための合理的措置を要求することができるものとします。また、当社は、契約者の当社に対する全債務（請求書送付前の本サービスの請求金額を含む。）の与信限度を設定することができるものとします。

(特約)

第 55 条 この約款の一部条項において特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します。

(外国における取扱制限)

第 56 条 外国インターネット接続サービスの取扱いについては、外国の法令、外国事業者の定める契約約款等により制限されることがあります。

(外国インターネット接続サービスに係る休止)

第 57 条 外国インターネット接続サービスに係る外国事業者が電気通信事業を休止したときは、その外

国インターネット接続サービスについて休止とします。

- 2 当社は、前項の規定により、その外国インターネット接続サービスについて休止をしようとするときは、あらかじめその外国インターネット接続サービスに係る契約者にそのことを通知します。
- 3 外国インターネット接続サービスの休止期間は、その外国インターネット接続サービスの休止をした日から起算して1年間とし、その休止の期間を経過した日において、その外国インターネット接続サービスは、廃止されたものとして取り扱います。この場合、その外国インターネット接続サービスに係る契約者にそのことを通知します。

第12章 附帯サービス

(附帯サービス)

第58条 国内インターネット接続サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記12に定めるところによります。

別記

1 特定事業者

東日本電信電話株式会社
西日本電信電話株式会社

2 広帯域インターネット接続サービス等の提供区域等

当社の広帯域インターネット接続サービス等の提供区域等は次のとおりとします。

(1) 広帯域インターネット接続サービスに係るもの

下表に掲げる営業区域内における契約者回線の終端相互間又はその契約者回線の終端と下記(2)の に規定する特定他社接続回線の終端との間

ただし、関東エリアと関西エリア相互間の広帯域インターネット接続サービスは提供しません。

区 分	広帯域インターネット接続サービスの提供区域
関東エリア	東京都の一部、千葉県の一部、神奈川県の一部、埼玉県の一部
関西エリア	大阪府の一部、兵庫県の一部

営業区域内における契約者回線の終端と相互接続点(接続契約者回線と特定他社接続回線との相互接続点を除きます。以下、この別記2において同じとします。)との間

(2) 他社回線接続・インターネット接続サービスに係るもの

下表の関東エリア又は関西エリアのうちの営業区域内における接続契約者回線と相互に接続する特定他社接続回線の終端(相互接続点となる部分を除きます。以下、同じとします。)相互間又はその特定他社接続回線の終端と上記(1)の に規定する契約者回線の終端との間

ただし、関東エリアと関西エリア相互間の他社回線接続・インターネット接続サービスは提供しません。

区 分	他社回線接続・インターネット接続サービスの提供区域
関東エリア	東京都(島嶼部を除く。)、神奈川県
関西エリア	大阪府

上記 に規定する特定他社接続回線の終端と相互接続点との間

- (3) 外国インターネット接続サービスに係るもの
当社が別に定める取扱地域

3 氏名等の変更

- (1) 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所又は料金等請求書の送付先に変更があった場合には、そのことを速やかに広帯域インターネット接続サービス営業所に届け出ていただきます。
ただし、その変更があったにもかかわらず広帯域インターネット接続サービス営業所に届出がないときは、第 18 条(当社が行う契約の解除)及び第 26 条(利用停止)に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

4 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、これを証明する書類を添えて、広帯域インターネット接続サービス営業所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの 1 人を代表者として取り扱います。

5 広帯域インターネット接続サービス等における禁止事項

契約者は広帯域インターネット接続サービス等の利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 当社等若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4) (詐欺、業務妨害等の)犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為
- (5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為
- (6) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (7) 広帯域インターネット接続サービス等により利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (8) 他人になりすまして広帯域インターネット接続サービス等を利用する行為
- (9) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (10) 本人の同意を得ることなく不特定多数の者に対し、商業的宣伝若しくは勧誘の電子メールを送

信する行為

- (11) 他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある電子メールを送信する行為
- (12) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (13) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
- (14) その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為

6 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線等の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器又は事業法第63条第2項に規定する技術基準適合自己確認を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときは除いて、その接続が技術基準に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、前各号の規定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者は、その契約者回線等に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

7 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線等から取りはずしていただきます。

8 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線等の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介

して、契約者回線等に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。)の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、前各号の規定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者は、その契約者回線等に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記 7 (自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

10 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和 60 年郵政省令第 30 号)に適合するよう維持します。

11 契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線等の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。以下本項において同じとします。)又は建物内において、当社等が契約者回線等を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社等が契約に基づいて設置する契約者回線等に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、契約者回線等の終端のある構内又は建物内において、当社等の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
- (4) 前(3)の規定にかかわらず契約者回線の終端のある構内又は建物内において、電気通信設備を設置するための管路等を当社が設置することとなる場合は、契約者は、第 34 条(線路等設備費の支払義務)及び料金表第 2 表第 2 (線路等設備費)の規定に基づき線路等設備費の支払いを要します。

12 IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その契約者に代わって日本ネットワークインフォメーションセンター、日本レジストリサービス又はGMOインターネット（以下「JPNIC等」といいます。）にIPアドレス（インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。以下同じとします。）の割当て若しくは返却又はドメイン名（JPNIC等によって割り当てられる組織を示す名称をいいます。以下同じとします。）の割当て、変更若しくは廃止の申請手続き等を行います。この場合において、契約者は、JPNIC等に対して支払いを要することとなる金額について当社が代位弁済することを承諾していただきます。
- (2) (1)の場合において、契約者は当社が別に定めるところにより料金表第3表第1（手数料）に定める手数料を支払っていただきます。
- (3) 契約者は、当社が別に定めるところによりドメイン名、IPアドレス、BGP接続又は持ち込みIPアドレスを利用している場合は、料金表第3表第2（維持管理料）に定める料金を支払っていただきます。

13 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準の全てを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は議論することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準の全てを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

料金表

通則

(料金の計算方法)

- 1 当社は、契約者がその契約に基づいて支払う料金を料金月(1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める料金(以下「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日に契約者回線等又は付加機能の提供の開始等があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日にその契約の解除等又は付加機能の廃止があったとき。
 - (3) 料金月の初日に契約者回線等又は付加機能の提供の開始を行い、その日にその契約の解除等又は付加機能の廃止があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日に広帯域インターネット接続サービス等の区分又は品目の変更により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第31条(固定型に係る料金の支払義務)第2項第2号の表及び第32条(従量型に係る料金の支払義務)第2項第2号の表の規定に該当するとき。
- 3 2の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。
- 4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。
- 5 第41条(責任の制限)第2項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金の算定に当たっては、2及び3の規定に準じて取り扱います。

(端数処理)

- 6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円(1.05円)未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 7 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

8 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

9 当社は、当社に特別の事情がある場合は、7及び8の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

10 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注)10に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

11 第31条(固定型に係る料金の支払義務)から第34条(線路等設備費の支払義務)までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に規定する額(税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、外国インターネット接続サービスに係る利用料金については、この限りではありません。

(注1) 支払いを要するものとされている額と料金表に表示する税込額(税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)により計算した額とは差が生じる場合があります。

(注2) この料金表が表示する括弧内の額は税込額を表します。

(料金等の臨時減免)

12 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注)当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の広帯域インターネット接続サービス営業所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金（附带サービスの料金を除きます。）

1 適用

広帯域インターネット接続サービス等に係る料金の適用については、第31条（固定型に係る料金の支払義務）及び第32条（従量型に係る料金の支払義務）の規定によるほか次のとおりとします。

区 分	内 容														
(1) 区分に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり区分を定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">固定型</td> <td>広帯域インターネット接続サービス等の品目に応じて利用料金を定めるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">従量型</td> <td>広帯域インターネット接続サービスの品目と毎月の平均利用速度に応じて利用料金を定めるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 利用料金は、インターネット接続料とアクセス回線料を合算したものとします。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	固定型	広帯域インターネット接続サービス等の品目に応じて利用料金を定めるもの	従量型	広帯域インターネット接続サービスの品目と毎月の平均利用速度に応じて利用料金を定めるもの	備考 利用料金は、インターネット接続料とアクセス回線料を合算したものとします。							
区 分	内 容														
固定型	広帯域インターネット接続サービス等の品目に応じて利用料金を定めるもの														
従量型	広帯域インターネット接続サービスの品目と毎月の平均利用速度に応じて利用料金を定めるもの														
備考 利用料金は、インターネット接続料とアクセス回線料を合算したものとします。															
(2) 特定事業者の高速デジタル伝送サービスに関する料金表の適用	<p>次に掲げるものについては、特定事業者の定める専用サービス契約約款（料金表を含みます。以下、この料金表において同じとします。）に規定する高速デジタル伝送サービスに関する料金表の規定に準じて取り扱います。</p> <p>ア 品目に係る料金の適用 イ 細目に係る料金の適用 ウ 回線距離の測定 エ 回線距離測定局の変更その他の場合における料金の適用</p>														
(3) 接続契約者回線と相互に接続できる特定事業者の高速デジタル伝送サービスの品目	<p>接続契約者回線と相互に接続できる特定他社接続回線には、特定事業者の定める専用サービス契約約款に規定する品目等のうち、次のものがあります。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">サービスクラス</th> <th style="text-align: center;">保守の区別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">高速デジタル伝送サービス</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1.5Mb/s</td> <td style="text-align: center;">通常クラス</td> <td style="text-align: center;">——</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">エコノミークラス</td> <td style="text-align: center;">タイプ2</td> </tr> <tr> <td colspan="4">備考 臨時専用契約（特定事業者の定める専用サービス契約約款に規定する臨時専用契約をいいます。）については、提供しません。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	品 目	サービスクラス	保守の区別	高速デジタル伝送サービス	1.5Mb/s	通常クラス	——	エコノミークラス	タイプ2	備考 臨時専用契約（特定事業者の定める専用サービス契約約款に規定する臨時専用契約をいいます。）については、提供しません。			
区 分	品 目	サービスクラス	保守の区別												
高速デジタル伝送サービス	1.5Mb/s	通常クラス	——												
		エコノミークラス	タイプ2												
備考 臨時専用契約（特定事業者の定める専用サービス契約約款に規定する臨時専用契約をいいます。）については、提供しません。															
(4) 特定事業者が設定する料金又は工事費の取扱いについて	<p>特定事業者の定める専用サービス契約約款の規定により、当該特定事業者が設定することとした料金又は工事に関する費用の取扱いは、当該特定事業者の専用サービス契約約款に定めるところによります。</p>														

区 分	内 容																											
(5) 特定他社接続回線に係る適用	<p>ア 2 - 2 (他社回線接続・インターネット接続サービスに係る利用料金) に規定するアクセス回線料の距離区分は次のとおり適用します。</p> <p>(ア) 「同一の単位料金区域に終始するもの」は、特定他社接続回線の終端の場所が、相互接続点 (接続契約者回線とその接続契約者回線と相互に接続する特定他社接続回線との相互接続点とします。) のある単位料金区域 (特定事業者の定める専用サービス契約約款に規定する単位料金区域をいいます。) 内にある場合に適用します。</p> <p>(イ) 「上欄以外のもの」は、上記 (ア) 以外の場合をいいます。</p> <p>イ 特定他社接続回線は、東京都内 (島嶼部を除きます。)、神奈川県内又は大阪府内に終始するものに限りします。</p>																											
(6) 品目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <p>ア 広帯域インターネット接続サービスに係るもの</p> <p>(ア) K V H 専用アクセス・インターネットのもの (デュアルクラスのもの)</p> <table border="1" data-bbox="564 1081 1410 1279"> <thead> <tr> <th colspan="2">品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定型</td> <td>1.5Mb/s のもの</td> <td>1.536 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考 デュアルクラスは、シングルクラス以外のものをいいます。以下、この欄において同じとします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) E t h e r - M A N Plus 接続・インターネットのもの</p> <p>A . デュアルクラスのもの</p> <p>a . 専用型のもの</p> <table border="1" data-bbox="564 1518 1386 1865"> <thead> <tr> <th colspan="2">品 目</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">固 定 型</td> <td rowspan="6">10BaseT のもの</td> <td>1Mb/s</td> <td>1 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>2Mb/s</td> <td>2 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>3Mb/s</td> <td>3 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>5Mb/s</td> <td>5 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>7Mb/s</td> <td>7 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>10Mb/s</td> <td>10 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目		内 容	固定型	1.5Mb/s のもの	1.536 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	備考 デュアルクラスは、シングルクラス以外のものをいいます。以下、この欄において同じとします。			品 目		内 容		固 定 型	10BaseT のもの	1Mb/s	1 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	2Mb/s	2 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	3Mb/s	3 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	5Mb/s	5 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	7Mb/s	7 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	10Mb/s	10 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの
品 目		内 容																										
固定型	1.5Mb/s のもの	1.536 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																										
備考 デュアルクラスは、シングルクラス以外のものをいいます。以下、この欄において同じとします。																												
品 目		内 容																										
固 定 型	10BaseT のもの	1Mb/s	1 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																									
		2Mb/s	2 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																									
		3Mb/s	3 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																									
		5Mb/s	5 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																									
		7Mb/s	7 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																									
		10Mb/s	10 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																									

区 分	内 容																																						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="9" style="text-align: center; vertical-align: middle;">100BaseTX のもの</td> <td style="text-align: center;">10Mb/s</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20Mb/s</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30Mb/s</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40Mb/s</td> <td style="text-align: center;">40</td> <td style="text-align: center;">兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50Mb/s</td> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: center;">兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">60Mb/s</td> <td style="text-align: center;">60</td> <td style="text-align: center;">兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">70Mb/s</td> <td style="text-align: center;">70</td> <td style="text-align: center;">兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">80Mb/s</td> <td style="text-align: center;">80</td> <td style="text-align: center;">兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100Mb/s</td> <td style="text-align: center;">100</td> <td style="text-align: center;">兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </table> <p>備考 専用型の場合は、回線収容部を1の契約者回線で専用するものをいいます。以下、同じとします。</p> <p style="text-align: center;">b. 共用型のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">品 目</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">固定型</td> <td style="text-align: center;">100BaseTX のもの</td> <td style="text-align: center;">100Mb/s</td> <td style="text-align: center;">100兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 共用型の場合は、回線収容部を最大10の契約者回線で共有するものをいいます。以下、同じとします。</p>			100BaseTX のもの	10Mb/s	10	兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの	20Mb/s	20	兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの	30Mb/s	30	兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの	40Mb/s	40	兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの	50Mb/s	50	兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの	60Mb/s	60	兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの	70Mb/s	70	兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの	80Mb/s	80	兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの	100Mb/s	100	兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの	品 目		内 容		固定型	100BaseTX のもの	100Mb/s	100兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの
100BaseTX のもの	10Mb/s	10	兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																				
	20Mb/s	20	兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																				
	30Mb/s	30	兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																				
	40Mb/s	40	兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																				
	50Mb/s	50	兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																				
	60Mb/s	60	兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																				
	70Mb/s	70	兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																				
	80Mb/s	80	兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																				
	100Mb/s	100	兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																				
品 目		内 容																																					
固定型	100BaseTX のもの	100Mb/s	100兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																				

区 分	内 容																																															
	<p>B . シングルクラスのもの</p> <p>a . 専用型のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">品 目</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">固 定 型</td> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">10BaseT のもの</td> <td style="text-align: center;">1Mb/s</td> <td>1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2Mb/s</td> <td>2メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3Mb/s</td> <td>3メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5Mb/s</td> <td>5メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7Mb/s</td> <td>7メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10Mb/s</td> <td>10メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="9" style="text-align: center; vertical-align: middle;">100BaseTX のもの</td> <td style="text-align: center;">10Mb/s</td> <td>10メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20Mb/s</td> <td>20メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30Mb/s</td> <td>30メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40Mb/s</td> <td>40メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50Mb/s</td> <td>50メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">60Mb/s</td> <td>60メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">70Mb/s</td> <td>70メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">80Mb/s</td> <td>80メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100Mb/s</td> <td>100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 シングルクラスは契約者回線が二重化されていないものをいいます。 以下、この欄において同じとします。</p> <p>b . 共用型のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">品 目</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">固定型</td> <td style="text-align: center;">100BaseTX のもの</td> <td style="text-align: center;">100Mb/s</td> <td>100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>			品 目		内 容		固 定 型	10BaseT のもの	1Mb/s	1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	2Mb/s	2メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	3Mb/s	3メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	5Mb/s	5メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	7Mb/s	7メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	10Mb/s	10メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	100BaseTX のもの	10Mb/s	10メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	20Mb/s	20メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	30Mb/s	30メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	40Mb/s	40メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	50Mb/s	50メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	60Mb/s	60メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	70Mb/s	70メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	80Mb/s	80メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	100Mb/s	100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	品 目		内 容		固定型	100BaseTX のもの	100Mb/s	100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの
品 目		内 容																																														
固 定 型	10BaseT のもの	1Mb/s	1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																													
		2Mb/s	2メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																													
		3Mb/s	3メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																													
		5Mb/s	5メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																													
		7Mb/s	7メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																													
		10Mb/s	10メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																													
100BaseTX のもの	10Mb/s	10メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																														
	20Mb/s	20メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																														
	30Mb/s	30メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																														
	40Mb/s	40メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																														
	50Mb/s	50メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																														
	60Mb/s	60メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																														
	70Mb/s	70メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																														
	80Mb/s	80メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																														
	100Mb/s	100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																														
品 目		内 容																																														
固定型	100BaseTX のもの	100Mb/s	100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																													

区 分	内 容																																						
	(ウ) Ether - MAN EX接続・インターネットのもの A . アクセス専用型のもの (A) デュアルクラスのもの																																						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">品 目</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">固 定 型</td> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">10BaseT のもの</td> <td style="text-align: center;">1Mb/s</td> <td style="text-align: center;">1 ムガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2Mb/s</td> <td style="text-align: center;">2 ムガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3Mb/s</td> <td style="text-align: center;">3 ムガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5Mb/s</td> <td style="text-align: center;">5 ムガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7Mb/s</td> <td style="text-align: center;">7 ムガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10Mb/s</td> <td style="text-align: center;">10 ムガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">従 量 型</td> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">100BaseTX のもの</td> <td style="text-align: center;">10Mb/s</td> <td style="text-align: center;">10 ムガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20Mb/s</td> <td style="text-align: center;">20 ムガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30Mb/s</td> <td style="text-align: center;">30 ムガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50Mb/s</td> <td style="text-align: center;">50 ムガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">70Mb/s</td> <td style="text-align: center;">70 ムガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100Mb/s</td> <td style="text-align: center;">100 ムガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">備考 アクセス専用型ものは、回線収容部を1の契約者回線で専用するもので、当社が別に定める場合に限り提供します。以下、同じとします。</td> </tr> </tbody> </table>			品 目		内 容		固 定 型	10BaseT のもの	1Mb/s	1 ムガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	2Mb/s	2 ムガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	3Mb/s	3 ムガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	5Mb/s	5 ムガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	7Mb/s	7 ムガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	10Mb/s	10 ムガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	従 量 型	100BaseTX のもの	10Mb/s	10 ムガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	20Mb/s	20 ムガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	30Mb/s	30 ムガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	50Mb/s	50 ムガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	70Mb/s	70 ムガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	100Mb/s	100 ムガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	備考 アクセス専用型ものは、回線収容部を1の契約者回線で専用するもので、当社が別に定める場合に限り提供します。以下、同じとします。			
品 目		内 容																																					
固 定 型	10BaseT のもの	1Mb/s	1 ムガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																				
		2Mb/s	2 ムガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																				
		3Mb/s	3 ムガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																				
		5Mb/s	5 ムガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																				
		7Mb/s	7 ムガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																				
		10Mb/s	10 ムガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																				
従 量 型	100BaseTX のもの	10Mb/s	10 ムガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																				
		20Mb/s	20 ムガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																				
		30Mb/s	30 ムガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																				
		50Mb/s	50 ムガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																				
		70Mb/s	70 ムガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																				
		100Mb/s	100 ムガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																				
備考 アクセス専用型ものは、回線収容部を1の契約者回線で専用するもので、当社が別に定める場合に限り提供します。以下、同じとします。																																							

区 分	内 容																																									
	(B) シングルクラスのもの																																									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="539 555 587 600"></th> <th data-bbox="587 555 730 600">品 目</th> <th data-bbox="730 555 858 600"></th> <th data-bbox="858 555 1385 600">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="539 600 587 896" rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">固 定 型</td> <td data-bbox="587 600 730 896" rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">10BaseT のもの</td> <td data-bbox="730 600 858 651">1Mb/s</td> <td data-bbox="858 600 1385 651">1 マガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 651 858 703">2Mb/s</td> <td data-bbox="858 651 1385 703">2 マガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 703 858 754">3Mb/s</td> <td data-bbox="858 703 1385 754">3 マガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 754 858 806">5Mb/s</td> <td data-bbox="858 754 1385 806">5 マガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 806 858 857">7Mb/s</td> <td data-bbox="858 806 1385 857">7 マガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 857 858 909">10Mb/s</td> <td data-bbox="858 857 1385 909">10 マガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 909 587 1193" rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">固 定 型</td> <td data-bbox="587 909 730 1193" rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">100BaseTX のもの</td> <td data-bbox="730 909 858 960">10Mb/s</td> <td data-bbox="858 909 1385 960">10 マガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 960 858 1012">20Mb/s</td> <td data-bbox="858 960 1385 1012">20 マガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 1012 858 1064">30Mb/s</td> <td data-bbox="858 1012 1385 1064">30 マガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 1064 858 1115">50Mb/s</td> <td data-bbox="858 1064 1385 1115">50 マガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 1115 858 1167">70Mb/s</td> <td data-bbox="858 1115 1385 1167">70 マガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 1167 858 1218">100Mb/s</td> <td data-bbox="858 1167 1385 1218">100 マガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1218 587 1292" rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">従 量 型</td> <td data-bbox="587 1218 730 1292" style="text-align: center; vertical-align: middle;">10BaseT のもの</td> <td data-bbox="730 1218 858 1292">10Mb/s</td> <td data-bbox="858 1218 1385 1292">10 マガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 1292 730 1386" style="text-align: center; vertical-align: middle;">100BaseTX のもの</td> <td data-bbox="730 1292 858 1386">100Mb/s</td> <td data-bbox="858 1292 1385 1386">100 マガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>				品 目		内 容	固 定 型	10BaseT のもの	1Mb/s	1 マガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの	2Mb/s	2 マガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの	3Mb/s	3 マガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの	5Mb/s	5 マガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの	7Mb/s	7 マガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの	10Mb/s	10 マガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの	固 定 型	100BaseTX のもの	10Mb/s	10 マガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの	20Mb/s	20 マガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの	30Mb/s	30 マガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの	50Mb/s	50 マガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの	70Mb/s	70 マガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの	100Mb/s	100 マガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの	従 量 型	10BaseT のもの	10Mb/s	10 マガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの	100BaseTX のもの	100Mb/s	100 マガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの
	品 目		内 容																																							
固 定 型	10BaseT のもの	1Mb/s	1 マガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの																																							
		2Mb/s	2 マガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの																																							
		3Mb/s	3 マガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの																																							
		5Mb/s	5 マガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの																																							
		7Mb/s	7 マガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの																																							
		10Mb/s	10 マガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの																																							
固 定 型	100BaseTX のもの	10Mb/s	10 マガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの																																							
		20Mb/s	20 マガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの																																							
		30Mb/s	30 マガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの																																							
		50Mb/s	50 マガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの																																							
		70Mb/s	70 マガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの																																							
		100Mb/s	100 マガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの																																							
従 量 型	10BaseT のもの	10Mb/s	10 マガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの																																							
	100BaseTX のもの	100Mb/s	100 マガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの																																							

区 分	内 容																																								
	<p>(エ) Ether - MAN接続・インターネットのもの</p> <p>A. デュアルクラスのもの</p> <table border="1" data-bbox="564 651 1410 1485"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="564 651 780 696">品 目</th> <th colspan="2" data-bbox="780 651 1410 696">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="564 696 612 1485" rowspan="12">固 定 型</td> <td data-bbox="612 696 780 994" rowspan="6">10BaseT のもの</td> <td data-bbox="780 696 903 745">1Mb/s</td> <td data-bbox="903 696 1410 745">1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="780 745 903 795">2Mb/s</td> <td data-bbox="903 745 1410 795">2メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="780 795 903 844">3Mb/s</td> <td data-bbox="903 795 1410 844">3メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="780 844 903 893">5Mb/s</td> <td data-bbox="903 844 1410 893">5メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="780 893 903 943">7Mb/s</td> <td data-bbox="903 893 1410 943">7メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="780 943 903 994">10Mb/s</td> <td data-bbox="903 943 1410 994">10メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="612 994 780 1292" rowspan="6">100BaseTX のもの</td> <td data-bbox="780 994 903 1043">10Mb/s</td> <td data-bbox="903 994 1410 1043">10メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="780 1043 903 1093">20Mb/s</td> <td data-bbox="903 1043 1410 1093">20メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="780 1093 903 1142">30Mb/s</td> <td data-bbox="903 1093 1410 1142">30メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="780 1142 903 1191">50Mb/s</td> <td data-bbox="903 1142 1410 1191">50メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="780 1191 903 1240">70Mb/s</td> <td data-bbox="903 1191 1410 1240">70メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="780 1240 903 1292">100Mb/s</td> <td data-bbox="903 1240 1410 1292">100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1292 612 1485" rowspan="2">従 量 型</td> <td data-bbox="612 1292 780 1391">10BaseT のもの</td> <td data-bbox="780 1292 903 1391">10Mb/s</td> <td data-bbox="903 1292 1410 1391">10メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="612 1391 780 1485">100BaseTX のもの</td> <td data-bbox="780 1391 903 1485">100Mb/s</td> <td data-bbox="903 1391 1410 1485">100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>			品 目		内 容		固 定 型	10BaseT のもの	1Mb/s	1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	2Mb/s	2メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	3Mb/s	3メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	5Mb/s	5メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	7Mb/s	7メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	10Mb/s	10メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	100BaseTX のもの	10Mb/s	10メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	20Mb/s	20メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	30Mb/s	30メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	50Mb/s	50メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	70Mb/s	70メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	100Mb/s	100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	従 量 型	10BaseT のもの	10Mb/s	10メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	100BaseTX のもの	100Mb/s	100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの
品 目		内 容																																							
固 定 型	10BaseT のもの	1Mb/s	1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																						
		2Mb/s	2メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																						
		3Mb/s	3メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																						
		5Mb/s	5メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																						
		7Mb/s	7メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																						
		10Mb/s	10メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																						
	100BaseTX のもの	10Mb/s	10メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																						
		20Mb/s	20メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																						
		30Mb/s	30メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																						
		50Mb/s	50メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																						
		70Mb/s	70メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																						
		100Mb/s	100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																						
従 量 型	10BaseT のもの	10Mb/s	10メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																						
	100BaseTX のもの	100Mb/s	100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																						

区 分	内 容																																																				
	<p>B. シングルクラスのもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 20%;">品 目</th> <th style="width: 15%;">内 容</th> <th style="width: 60%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12" style="text-align: center; vertical-align: middle;">固 定 型</td> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">10BaseT のもの</td> <td style="text-align: center;">1Mb/s</td> <td>1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2Mb/s</td> <td>2メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3Mb/s</td> <td>3メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5Mb/s</td> <td>5メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7Mb/s</td> <td>7メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10Mb/s</td> <td>10メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">100BaseTX のもの</td> <td style="text-align: center;">10Mb/s</td> <td>10メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20Mb/s</td> <td>20メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30Mb/s</td> <td>30メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50Mb/s</td> <td>50メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">70Mb/s</td> <td>70メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100Mb/s</td> <td>100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">従 量 型</td> <td style="text-align: center;">10BaseT のもの</td> <td style="text-align: center;">10Mb/s</td> <td>10メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100BaseTX のもの</td> <td style="text-align: center;">100Mb/s</td> <td>100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 他社回線接続・インターネット接続サービスに係るもの</p> <p>(ア) 通常クラスのもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 20%;">品 目</th> <th style="width: 15%;">内 容</th> <th style="width: 60%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">固定型</td> <td style="text-align: center;">1.5Mb/s のもの</td> <td></td> <td>1.536メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td colspan="4">備考 通常クラスは、エコノミークラス以外のものをいいます。</td> </tr> </tbody> </table>				品 目	内 容		固 定 型	10BaseT のもの	1Mb/s	1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	2Mb/s	2メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	3Mb/s	3メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	5Mb/s	5メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	7Mb/s	7メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	10Mb/s	10メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	100BaseTX のもの	10Mb/s	10メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	20Mb/s	20メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	30Mb/s	30メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	50Mb/s	50メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	70Mb/s	70メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	100Mb/s	100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	従 量 型	10BaseT のもの	10Mb/s	10メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	100BaseTX のもの	100Mb/s	100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの		品 目	内 容		固定型	1.5Mb/s のもの		1.536メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	備考 通常クラスは、エコノミークラス以外のものをいいます。			
	品 目	内 容																																																			
固 定 型	10BaseT のもの	1Mb/s	1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																																		
		2Mb/s	2メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																																		
		3Mb/s	3メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																																		
		5Mb/s	5メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																																		
		7Mb/s	7メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																																		
		10Mb/s	10メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																																		
	100BaseTX のもの	10Mb/s	10メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																																		
		20Mb/s	20メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																																		
		30Mb/s	30メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																																		
		50Mb/s	50メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																																		
		70Mb/s	70メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																																		
		100Mb/s	100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																																		
従 量 型	10BaseT のもの	10Mb/s	10メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																																		
	100BaseTX のもの	100Mb/s	100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																																		
	品 目	内 容																																																			
固定型	1.5Mb/s のもの		1.536メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																		
備考 通常クラスは、エコノミークラス以外のものをいいます。																																																					

区 分	内 容																																																										
	<p>(イ) エコノミークラスのもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">品 目</th> <th style="width: 50%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">固定型</td> <td>1.5Mb/s のもの</td> <td>1.536 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考 エコノミークラスは、故障の監視を回線単位で行わないものをいいます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 外国インターネット接続サービスに係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">品 目</th> <th style="width: 50%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="18" style="text-align: center; vertical-align: middle;">固 定 型</td> <td>1.5Mb/s のもの</td> <td>1.536 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>2Mb/s のもの</td> <td>1.984 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">10BaseT のもの</td> <td>1Mb/s</td> <td>1 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>2Mb/s</td> <td>2 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>3Mb/s</td> <td>3 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>5Mb/s</td> <td>5 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>7Mb/s</td> <td>7 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>10Mb/s</td> <td>10 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">100BaseTX のもの</td> <td>10Mb/s</td> <td>10 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>20Mb/s</td> <td>20 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>30Mb/s</td> <td>30 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>50Mb/s</td> <td>50 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>70Mb/s</td> <td>70 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>100Mb/s</td> <td>100 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">1000Base SX のもの</td> <td>100Mb/s</td> <td>100 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>200Mb/s</td> <td>200 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>300Mb/s</td> <td>300 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>400Mb/s</td> <td>400 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1000Mb/s</td> <td>1000 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考 品目により提供できない取扱地域があります。</td> </tr> </tbody> </table>			品 目	内 容	固定型	1.5Mb/s のもの	1.536 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	備考 エコノミークラスは、故障の監視を回線単位で行わないものをいいます。				品 目	内 容	固 定 型	1.5Mb/s のもの	1.536 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	2Mb/s のもの	1.984 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	10BaseT のもの	1Mb/s	1 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	2Mb/s	2 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	3Mb/s	3 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	5Mb/s	5 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	7Mb/s	7 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	10Mb/s	10 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	100BaseTX のもの	10Mb/s	10 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	20Mb/s	20 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	30Mb/s	30 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	50Mb/s	50 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	70Mb/s	70 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	100Mb/s	100 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	1000Base SX のもの	100Mb/s	100 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	200Mb/s	200 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	300Mb/s	300 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	400Mb/s	400 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	1000Mb/s	1000 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	備考 品目により提供できない取扱地域があります。		
	品 目	内 容																																																									
固定型	1.5Mb/s のもの	1.536 メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																																									
備考 エコノミークラスは、故障の監視を回線単位で行わないものをいいます。																																																											
	品 目	内 容																																																									
固 定 型	1.5Mb/s のもの	1.536 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																																									
	2Mb/s のもの	1.984 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																																									
	10BaseT のもの	1Mb/s	1 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																																								
		2Mb/s	2 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																																								
		3Mb/s	3 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																																								
		5Mb/s	5 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																																								
		7Mb/s	7 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																																								
		10Mb/s	10 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																																								
	100BaseTX のもの	10Mb/s	10 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																																								
		20Mb/s	20 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																																								
		30Mb/s	30 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																																								
		50Mb/s	50 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																																								
		70Mb/s	70 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																																								
		100Mb/s	100 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																																								
	1000Base SX のもの	100Mb/s	100 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																																								
		200Mb/s	200 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																																								
		300Mb/s	300 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																																								
		400Mb/s	400 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																																								
1000Mb/s		1000 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																																									
備考 品目により提供できない取扱地域があります。																																																											

区 分	内 容
(7) 区分等の変更に係る取扱い	<p>ア 固定型と従量型の区分の変更については、従量型から固定型への変更の場合に限り行うことができます。</p> <p>イ デュアルクラスとシングルクラスの品目の変更については、シングルクラスからデュアルクラスへの変更の場合に限り行うことができます。</p> <p>ウ 当社は、契約者から、固定型から従量型への変更又はデュアルクラスからシングルクラスへの変更の申出があった場合は、固定型に係る契約又はデュアルクラスに係る契約の解除があったものとして取り扱います。</p>
(8) 契約者回線等の終端に変更があった場合の料金の適用	<p>契約者回線等の移転により、その契約者回線等の終端に変更があったときは、利用料金を再算定します。</p>
(9) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 広帯域インターネット接続サービス等には、最低利用期間があります。</p> <p>イ 契約者は、最低利用期間内に契約の解除等（特定他社接続回線については、特定事業者の定める専用サービス契約約款に規定する利用休止又は契約の解除を含みます。以下、この欄において同じとします。）があった場合は、第 3 1 条（固定型に係る料金の支払義務）、第 3 2 条（従量型に係る料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する利用料金に相当する額を一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 契約者は、最低利用期間内に広帯域インターネット接続サービス等の区分及び品目の変更又は契約者回線の移転があった場合は、変更前の利用料金の額から、変更後の利用料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合に、区分の変更及び品目の変更と同時にその契約者回線等の設置場所において、契約者回線等の新設又は契約の解除等を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の契約者回線等の利用料金を合算して行います。</p>

区 分	内 容																											
	<p>オ イ、ウ及びエに規定する従量型に係る利用料金は、次表に規定する利用料金とします。</p> <table border="1" data-bbox="515 555 1433 1043"> <thead> <tr> <th data-bbox="515 555 635 651" rowspan="2">クラス</th> <th colspan="2" data-bbox="635 555 831 651" rowspan="2">品 目</th> <th colspan="2" data-bbox="831 555 1433 600">利用料金</th> </tr> <tr> <th data-bbox="831 600 1193 651">インターネット接続料</th> <th data-bbox="1193 600 1433 651">アクセス回線料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="515 651 635 846" rowspan="2">デュアル クラス</td> <td data-bbox="635 651 683 846" rowspan="2">従 量 型</td> <td data-bbox="683 651 831 748">10BaseT のもの</td> <td data-bbox="831 651 1193 748">平均利用速度が、9Mb/s を超え 10Mb/s までの場合の料金額</td> <td data-bbox="1193 651 1433 748">デュアルクラスの 10BaseT の 料金額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 748 831 846">100BaseTX のもの</td> <td data-bbox="831 748 1193 846">平均利用速度が、70Mb/s を超え 100Mb/s までの場合の料金額</td> <td data-bbox="1193 748 1433 846">デュアルクラスの 100BaseTX の料金額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 846 635 1043" rowspan="2">シングル クラス</td> <td data-bbox="635 846 683 1043" rowspan="2">従 量 型</td> <td data-bbox="683 846 831 943">10BaseT のもの</td> <td data-bbox="831 846 1193 943">平均利用速度が、9Mb/s を超え 10Mb/s までの場合の料金額</td> <td data-bbox="1193 846 1433 943">シングルクラスの 10BaseT の 料金額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 943 831 1043">100BaseTX のもの</td> <td data-bbox="831 943 1193 1043">平均利用速度が、70Mb/s を超え 100Mb/s までの場合の料金額</td> <td data-bbox="1193 943 1433 1043">シングルクラスの 100BaseTX の料金額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上表のデュアルクラス及びシングルクラスは、Ethernet-MAN EX接続・インターネット及びEthernet-MAN接続・インターネットのものとなります。</p>					クラス	品 目		利用料金		インターネット接続料	アクセス回線料	デュアル クラス	従 量 型	10BaseT のもの	平均利用速度が、9Mb/s を超え 10Mb/s までの場合の料金額	デュアルクラスの 10BaseT の 料金額	100BaseTX のもの	平均利用速度が、70Mb/s を超え 100Mb/s までの場合の料金額	デュアルクラスの 100BaseTX の料金額	シングル クラス	従 量 型	10BaseT のもの	平均利用速度が、9Mb/s を超え 10Mb/s までの場合の料金額	シングルクラスの 10BaseT の 料金額	100BaseTX のもの	平均利用速度が、70Mb/s を超え 100Mb/s までの場合の料金額	シングルクラスの 100BaseTX の料金額
クラス	品 目		利用料金																									
			インターネット接続料	アクセス回線料																								
デュアル クラス	従 量 型	10BaseT のもの	平均利用速度が、9Mb/s を超え 10Mb/s までの場合の料金額	デュアルクラスの 10BaseT の 料金額																								
		100BaseTX のもの	平均利用速度が、70Mb/s を超え 100Mb/s までの場合の料金額	デュアルクラスの 100BaseTX の料金額																								
シングル クラス	従 量 型	10BaseT のもの	平均利用速度が、9Mb/s を超え 10Mb/s までの場合の料金額	シングルクラスの 10BaseT の 料金額																								
		100BaseTX のもの	平均利用速度が、70Mb/s を超え 100Mb/s までの場合の料金額	シングルクラスの 100BaseTX の料金額																								
(10) 契約期間内に 契約の解除等があ った場合の料金の 適用	<p>ア 広帯域インターネット接続サービス等には、契約期間があります。</p> <p>イ 契約者は、契約期間内に契約の解除等（特定他社接続回線については特定事業者の定める専用サービス契約約款に規定する利用休止又は契約の解除を含みます。）があった場合は、第31条（固定型に係る料金の支払義務）第32条（従量型に係る料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する利用料金に相当する額を支払っていただきます。</p> <p>ウ イに規定する従量型に係る利用料金は、(9)欄のオに規定する利用料金とします。</p>																											

区 分	内 容												
(11) 平均利用速度 の測定	<p>ア 従量型のものにおける平均利用速度は、次表に定める最高利用速度とします。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">最 高 利 用 速 度</td> <td> <p>1. 契約者回線を収容する当社の電気通信設備において一定時間に計算した送信速度（当社が別に定める時間において契約者が設置する自営端末設備から当社の契約者回線に向かって送信される符号の総量を、その時間で除して得た値をいいます。以下、この欄において同じとします。）と受信速度（当社が別に定める時間において当社の契約者回線から契約者が設置する自営端末設備に向かって送信される符号の総量を、その時間で除して得た値をいいます。以下、この欄において同じとします。）を比較し、いずれかその数値の大きい速度をその時間における利用速度とします。</p> <p>2. 上記1の利用速度は当社が決定します。</p> <p>3. 上記1及び2に基づき、一定時間ごとに計算した利用速度の総数のうち、上位5%の回数を高い計測値から順に除外した後の最高の利用速度を最高利用速度とします。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 送信速度及び受信速度の計測は、送信及び受信についてそれぞれ次表に規定する計測対象期間において、契約者回線ごとに当社が別に定める時間行います。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">計測対象期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用を開始した料金月</td> <td>利用開始日の当社が別に定める時刻からその料金月の末日まで</td> </tr> <tr> <td>利用を開始した料金月の翌料金月 及びこれに引き続く各料金月</td> <td>その料金月の初日から末日まで</td> </tr> <tr> <td>利用を終了した料金月</td> <td>その料金月の初日から利用終了日の当社が別に定める時刻まで</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	最 高 利 用 速 度	<p>1. 契約者回線を収容する当社の電気通信設備において一定時間に計算した送信速度（当社が別に定める時間において契約者が設置する自営端末設備から当社の契約者回線に向かって送信される符号の総量を、その時間で除して得た値をいいます。以下、この欄において同じとします。）と受信速度（当社が別に定める時間において当社の契約者回線から契約者が設置する自営端末設備に向かって送信される符号の総量を、その時間で除して得た値をいいます。以下、この欄において同じとします。）を比較し、いずれかその数値の大きい速度をその時間における利用速度とします。</p> <p>2. 上記1の利用速度は当社が決定します。</p> <p>3. 上記1及び2に基づき、一定時間ごとに計算した利用速度の総数のうち、上位5%の回数を高い計測値から順に除外した後の最高の利用速度を最高利用速度とします。</p>	区 分	計測対象期間	利用を開始した料金月	利用開始日の当社が別に定める時刻からその料金月の末日まで	利用を開始した料金月の翌料金月 及びこれに引き続く各料金月	その料金月の初日から末日まで	利用を終了した料金月	その料金月の初日から利用終了日の当社が別に定める時刻まで
区分	内 容												
最 高 利 用 速 度	<p>1. 契約者回線を収容する当社の電気通信設備において一定時間に計算した送信速度（当社が別に定める時間において契約者が設置する自営端末設備から当社の契約者回線に向かって送信される符号の総量を、その時間で除して得た値をいいます。以下、この欄において同じとします。）と受信速度（当社が別に定める時間において当社の契約者回線から契約者が設置する自営端末設備に向かって送信される符号の総量を、その時間で除して得た値をいいます。以下、この欄において同じとします。）を比較し、いずれかその数値の大きい速度をその時間における利用速度とします。</p> <p>2. 上記1の利用速度は当社が決定します。</p> <p>3. 上記1及び2に基づき、一定時間ごとに計算した利用速度の総数のうち、上位5%の回数を高い計測値から順に除外した後の最高の利用速度を最高利用速度とします。</p>												
区 分	計測対象期間												
利用を開始した料金月	利用開始日の当社が別に定める時刻からその料金月の末日まで												
利用を開始した料金月の翌料金月 及びこれに引き続く各料金月	その料金月の初日から末日まで												
利用を終了した料金月	その料金月の初日から利用終了日の当社が別に定める時刻まで												

区 分	内 容						
(12) 付加機能を提供した場合の付加機能使用料の適用	<p>ア 第20条(付加機能の提供)の規定により、付加機能を提供した場合には、2(料金額)に規定する付加機能使用料を適用します。</p> <p>イ 外国インターネット接続サービスは付加機能を提供いたしません。</p>						
(13) 長期継続利用に係る利用料金の適用	<p>ア 当社は、契約者から、その契約者に係る契約者回線等について、次表に定める期間の継続利用(以下この欄において「長期継続利用」といいます。)の申出があった場合には、その期間における利用料金については、2(料金額)の2-1又は2-2の額から同表に規定する額を減額して適用します。</p> <table border="1" data-bbox="520 745 1385 893"> <thead> <tr> <th data-bbox="520 745 807 792">継続して利用する期間</th> <th data-bbox="807 745 1385 792">利用料金の減額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="520 792 807 840">3年間</td> <td data-bbox="807 792 1385 840">2-1又は2-2の額に0.07を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 840 807 893">5年間</td> <td data-bbox="807 840 1385 893">2-1又は2-2の額に0.11を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 長期継続利用に係る利用料金については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日(広帯域インターネット接続契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その契約者回線等の提供を開始した日)から適用します。</p> <p>ウ 長期継続利用に係る利用料金の適用の対象となる期間(以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。)には、広帯域インターネット接続サービス等の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。</p> <p>エ 当社は、長期継続利用に係る契約者回線等について、その広帯域インターネット接続契約の解除等(特定他社接続回線については特定事業者の定める専用サービス契約約款に規定する利用休止又は契約の解除を含みます。)があった場合には、長期継続利用を廃止します。</p> <p>オ 長期継続利用に係る契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、当社に申し出ていただきます。</p> <p>カ 長期継続利用期間の途中における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。</p> <p>キ 前項の規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用の利用料金については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。</p>	継続して利用する期間	利用料金の減額(月額)	3年間	2-1又は2-2の額に0.07を乗じて得た額	5年間	2-1又は2-2の額に0.11を乗じて得た額
継続して利用する期間	利用料金の減額(月額)						
3年間	2-1又は2-2の額に0.07を乗じて得た額						
5年間	2-1又は2-2の額に0.11を乗じて得た額						

区 分	内 容																												
	<p>ク 長期継続利用に係る契約者は、長期継続利用期間の満了前に広帯域インターネット接続サービス等の区分の変更及び品目の変更等によりその広帯域インターネット接続契約に係る利用料金が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p>																												
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">支払いを要する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(ア) 区分の変更及び品目の変更等により利用料金が減少した場合</td> <td> 残余の期間に対応する利用料金差額（減少前の利用料金から減少後の利用料金を控除して得た額をいいます。）に0.35を乗じて得た額 に規定する従量型に係る利用料金は、この欄の別表に規定する利用料金とします。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(イ) 長期継続利用の廃止があった場合</td> <td> 残余の期間に対応する廃止前の利用料金に0.35を乗じて得た額 に規定する従量型に係る利用料金は、この欄の別表に規定する利用料金とします。 </td> </tr> </tbody> </table>				区 分	支払いを要する額	(ア) 区分の変更及び品目の変更等により利用料金が減少した場合	残余の期間に対応する利用料金差額（減少前の利用料金から減少後の利用料金を控除して得た額をいいます。）に0.35を乗じて得た額 に規定する従量型に係る利用料金は、この欄の別表に規定する利用料金とします。	(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の利用料金に0.35を乗じて得た額 に規定する従量型に係る利用料金は、この欄の別表に規定する利用料金とします。																			
区 分	支払いを要する額																												
(ア) 区分の変更及び品目の変更等により利用料金が減少した場合	残余の期間に対応する利用料金差額（減少前の利用料金から減少後の利用料金を控除して得た額をいいます。）に0.35を乗じて得た額 に規定する従量型に係る利用料金は、この欄の別表に規定する利用料金とします。																												
(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の利用料金に0.35を乗じて得た額 に規定する従量型に係る利用料金は、この欄の別表に規定する利用料金とします。																												
	<p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">クラス</th> <th colspan="2" rowspan="2" style="text-align: center;">品 目</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">利用料金</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">インターネット接続料</th> <th style="text-align: center;">アクセス回線料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">デュアルクラス</td> <td style="text-align: center;">従量型</td> <td style="text-align: center;">10BaseTのもの</td> <td>平均利用速度が、9Mb/s を超え10Mb/s までの場合の料金額</td> <td>デュアルクラスの10BaseTの料金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">型</td> <td style="text-align: center;">100BaseTXのもの</td> <td>平均利用速度が、70Mb/s を超え100Mb/s までの場合の料金額</td> <td>デュアルクラスの100BaseTXの料金額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">シングルクラス</td> <td style="text-align: center;">従量型</td> <td style="text-align: center;">10BaseTのもの</td> <td>平均利用速度が、9Mb/s を超え10Mb/s までの場合の料金額</td> <td>シングルクラスの10BaseTの料金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">型</td> <td style="text-align: center;">100BaseTXのもの</td> <td>平均利用速度が、70Mb/s を超え100Mb/s までの場合の料金額</td> <td>シングルクラスの100BaseTXの料金額</td> </tr> </tbody> </table>				クラス	品 目		利用料金		インターネット接続料	アクセス回線料	デュアルクラス	従量型	10BaseTのもの	平均利用速度が、9Mb/s を超え10Mb/s までの場合の料金額	デュアルクラスの10BaseTの料金額	型	100BaseTXのもの	平均利用速度が、70Mb/s を超え100Mb/s までの場合の料金額	デュアルクラスの100BaseTXの料金額	シングルクラス	従量型	10BaseTのもの	平均利用速度が、9Mb/s を超え10Mb/s までの場合の料金額	シングルクラスの10BaseTの料金額	型	100BaseTXのもの	平均利用速度が、70Mb/s を超え100Mb/s までの場合の料金額	シングルクラスの100BaseTXの料金額
クラス	品 目		利用料金																										
			インターネット接続料	アクセス回線料																									
デュアルクラス	従量型	10BaseTのもの	平均利用速度が、9Mb/s を超え10Mb/s までの場合の料金額	デュアルクラスの10BaseTの料金額																									
	型	100BaseTXのもの	平均利用速度が、70Mb/s を超え100Mb/s までの場合の料金額	デュアルクラスの100BaseTXの料金額																									
シングルクラス	従量型	10BaseTのもの	平均利用速度が、9Mb/s を超え10Mb/s までの場合の料金額	シングルクラスの10BaseTの料金額																									
	型	100BaseTXのもの	平均利用速度が、70Mb/s を超え100Mb/s までの場合の料金額	シングルクラスの100BaseTXの料金額																									
	<p>(注) 上表のデュアルクラス及びシングルクラスは、Ethernet-MAN EX接続・インターネット及びEthernet接続・インターネットのものとしします。</p>																												

区 分	内 容
<p>(14) デュアルクラス又は通常クラスのものサービスの品質（故障回復時間）に係る利用料金の適用</p>	<p>ア 当社は、契約者（特定他社接続回線に係るものについては特定事業者の定める専用サービス契約約款に規定する専用契約者を含みます。以下、この欄において同じとします。）の責めによらない理由により、その国内インターネット接続サービスを全く利用できない状態（その広帯域インターネット接続契約に係る電気通信設備（特定他社接続回線を含みます。）による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下、この欄において同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（第39条（契約者の切分責任）の規定により、その契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して1時間以上その状態が連続したときは、その広帯域インターネット接続契約に係る利用料金（以下、「故障回復時間返還料金額」といいます。）を返還します。</p> <p>ただし、次の場合は、この限りでありません。この場合の料金の取扱いについては、当社は、第31条（固定型に係る料金の支払義務）第2項又は第32条（従量型に係る料金の支払義務）第2項の規定を適用します。</p> <p>（ア）第25条（利用中止）第1項の規定により国内インターネット接続サービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを契約者に通知したとき。</p> <p>（イ）第26条（利用停止）第1項の規定により国内インターネット接続サービスの利用を停止したとき。</p> <p>（ウ）その契約者の責めによらない理由が別に定める国内インターネット接続サービスの提供区間以外の区間において生じたものとき。</p> <p>（エ）故障の原因が、契約者回線等の終端側にあった場合で、契約者の都合により故障の修理ができないとき。</p> <p>イ アに規定する故障回復時間返還料金額は、その国内インターネット接続サービスを全く利用できない状態が連続した時点における2（料金額）の2 - 1又は2 - 2に規定する利用料金の額（従量型に係るもののインターネット接続料については、平均利用速度が1Mbit/sまでの料金額（以下、この欄において同じとします。）とします。以下、この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。）に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。</p>

区 分	内 容														
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">アに規定する状態が連続した時間 (故障回復時間)</th> <th style="text-align: center;">料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 時間以上 2 時間未満</td> <td style="text-align: center;">1 0 %</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 時間以上 4 時間未満</td> <td style="text-align: center;">2 0 %</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 時間以上 6 時間未満</td> <td style="text-align: center;">3 0 %</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 時間以上 8 時間未満</td> <td style="text-align: center;">4 0 %</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8 時間以上 4 8 時間未満</td> <td style="text-align: center;">5 0 %</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 8 時間以上</td> <td style="text-align: center;">1 0 0 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 当社は、イの規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、次の(ア)又は(イ)の規定により算出した料金額(以下「故障回復時間返還上限額」といいます。)を上限として返還します。</p> <p>(ア) (イ)以外の場合</p> <p style="padding-left: 2em;">その料金月におけるその広帯域インターネット接続契約に係る利用料金(故障回復時間返還基準額に係るもの(その料金月において料金表通則2の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則2及び3の規定に基づき算出した額とします。))の額(第31条(固定型に係る料金の支払義務)第2項第2号又は第32条(従量型に係る料金の支払義務)第2項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額及び1の(13)欄の規定により減額となる料金額をそれぞれ減じた額とします。)</p> <p>(イ) その料金月がその国内インターネット接続サービスの提供を開始した料金月であって、その国内インターネット接続サービスの提供を開始した日とその料金月の初日以外の日の場合</p> <p style="padding-left: 2em;">その料金月及び翌料金月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法により算出した料金額の合計額</p> <p>エ アの場合において、その国内インターネット接続サービスを全く利用できない状態が連続した場合が1の料金月(ウの(イ)の規定に該当する場合は、その規定に係る2の料金月とします。以下この欄において同じとします。)において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p>	アに規定する状態が連続した時間 (故障回復時間)	料金返還率	1 時間以上 2 時間未満	1 0 %	2 時間以上 4 時間未満	2 0 %	4 時間以上 6 時間未満	3 0 %	6 時間以上 8 時間未満	4 0 %	8 時間以上 4 8 時間未満	5 0 %	4 8 時間以上	1 0 0 %
アに規定する状態が連続した時間 (故障回復時間)	料金返還率														
1 時間以上 2 時間未満	1 0 %														
2 時間以上 4 時間未満	2 0 %														
4 時間以上 6 時間未満	3 0 %														
6 時間以上 8 時間未満	4 0 %														
8 時間以上 4 8 時間未満	5 0 %														
4 8 時間以上	1 0 0 %														

区 分	内 容
<p>(15) シングルクラス又はエコノミークラスのものサービスの品質（故障回復時間）に係るインターネット接続料の適用</p>	<p>ア 当社は、契約者（特定他社接続回線に係るものについては特定事業者の定める専用サービス契約約款に規定する専用契約者を含みます。以下、この欄において同じとします。）の責めによらない理由により、その国内インターネット接続サービスを全く利用できない状態（その広帯域インターネット接続契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下、この欄において同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（第39条（契約者の切分責任）の規定により、その契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して1時間以上その状態が連続したときは、その広帯域インターネット接続契約に係るインターネット接続料（以下、「故障回復時間返還料金額」といいます。）を返還します。</p> <p>ただし、次の場合は、この限りでありません。この場合の料金の取扱いについては、当社は、第31条（固定型に係る料金の支払義務）第2項又は第32条（従量型に係る料金の支払義務）第2項の規定を適用します。</p> <p>（ア）第25条（利用中止）第1項の規定により国内インターネット接続サービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを契約者に通知したとき。</p> <p>（イ）第26条（利用停止）第1項の規定により国内インターネット接続サービスの利用を停止したとき。</p> <p>（ウ）その契約者の責めによらない理由が別に定める国内インターネット接続サービスの提供区間以外の区間において生じたものとき。</p> <p>（エ）故障の原因が、契約者回線等の終端側にあった場合で、契約者の都合により故障の修理ができないとき。</p> <p>イ アに規定する故障回復時間返還料金額は、その国内インターネット接続サービスを全く利用できない状態が連続した時点における2（料金額）の2 - 1又は2 - 2に規定するインターネット接続料の額（従量型に係るもののインターネット接続料については、平均利用速度が1Mbit/sまでの料金額（以下、この欄において同じとします。）とします。以下、この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。）に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。</p>

区 分	内 容														
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">アに規定する状態が連続した時間 (故障回復時間)</th> <th style="text-align: center;">料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 時間以上 2 時間未満</td> <td style="text-align: center;">1 0 %</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 時間以上 4 時間未満</td> <td style="text-align: center;">2 0 %</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 時間以上 6 時間未満</td> <td style="text-align: center;">3 0 %</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 時間以上 8 時間未満</td> <td style="text-align: center;">4 0 %</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8 時間以上 4 8 時間未満</td> <td style="text-align: center;">5 0 %</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 8 時間以上</td> <td style="text-align: center;">1 0 0 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 当社は、イの規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、次の(ア)又は(イ)の規定により算出した料金額(以下「故障回復時間返還上限額」といいます。)を上限として返還します。</p> <p>(ア) (イ)以外の場合</p> <p style="padding-left: 2em;">その料金月におけるその広帯域インターネット接続契約に係るインターネット接続料(故障回復時間返還基準額に係るもの(その料金月において料金表通則2の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則2及び3の規定に基づき算出した額とします。))に限ります。)の額(第31条(固定型に係る料金の支払義務)第2項第2号又は第32条(従量型に係る料金の支払義務)第2項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額及び1の(13)欄の規定により減額となる料金額をそれぞれ減じた額とします。)</p> <p>(イ) その料金月がその国内インターネット接続サービスの提供を開始した料金月であって、その国内インターネット接続サービスの提供を開始した日がその料金月の初日以外の日の場合</p> <p style="padding-left: 2em;">その料金月及び翌料金月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法により算出した料金額の合計額</p> <p>エ アの場合において、その国内インターネット接続サービスを全く利用できない状態が連続した場合が1の料金月(ウの(イ)の規定に該当する場合は、その規定に係る2の料金月とします。以下この欄において同じとします。)において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p>	アに規定する状態が連続した時間 (故障回復時間)	料金返還率	1 時間以上 2 時間未満	1 0 %	2 時間以上 4 時間未満	2 0 %	4 時間以上 6 時間未満	3 0 %	6 時間以上 8 時間未満	4 0 %	8 時間以上 4 8 時間未満	5 0 %	4 8 時間以上	1 0 0 %
アに規定する状態が連続した時間 (故障回復時間)	料金返還率														
1 時間以上 2 時間未満	1 0 %														
2 時間以上 4 時間未満	2 0 %														
4 時間以上 6 時間未満	3 0 %														
6 時間以上 8 時間未満	4 0 %														
8 時間以上 4 8 時間未満	5 0 %														
4 8 時間以上	1 0 0 %														

区 分	内 容
<p>(16) 区分が固定型及び従量型のもののサービス品質（可用性）に係るインターネット接続料の適用</p>	<p>ア 当社は、当社が別に定める広帯域インターネット取扱局間に設置された電気通信回線設備（契約者回線等を除きます。）において、当社が別に定める方法により測定したインターネットプロトコルによる通信の可用性が、2カ月連続して99.9%を下回った場合は、その各料金月における国内インターネット接続サービスのインターネット接続料（E t h e r - M A N Plus 接続・インターネットのデュアルクラスに係るものは利用料金とします。）の額（従量型に係るものは、平均利用速度が1Mbit/sまでの場合の料金額とします。）に1 / 3 0（可用性が3カ月以上連続して99.9%を下回った場合は、連続して99.9%を下回った期間における3カ月目以降の料金月については2 / 3 0とします。）を乗じて得た額（以下「可用性返還料金額」といいます。）をその契約者に返還します。</p> <p>ただし、既に可用性返還料金額が適用された料金月は除きます。</p> <p>イ アの規定による料金返還は、返還対象料金月の翌月末（その月の当社の最終営業日とします。）までに、当社が別に定める方法により契約者が当社に請求した場合に限り、料金を返還します。</p> <p>ウ 次のいずれかに該当する場合は、アに規定する可用性の測定対象から除外します。</p> <p>（ア）第25条（利用中止）による場合</p> <p>（イ）第26条（利用停止）に該当する場合</p> <p>（ウ）第27条（通信利用の制限等）に該当する場合</p> <p>（エ）契約者回線等の故障による場合</p> <p>（オ）原因が契約者の機器にある等、契約者の責めに帰すべき事由による場合</p> <p>（カ）当社にとって不可抗力に該当する事由による場合</p>
<p>(17) 区分が固定型及び従量型のもののサービス品質（遅延時間）に係るインターネット接続料の適用</p>	<p>ア 当社は、当社が別に定める提供区間の全ての提供区間において当社が別に定める方法により測定した遅延時間（その1の提供区間の一端から送信されたIPパケットのその提供区間の往復に要する時間をいいます。）の料金月単位での平均時間が、2の料金月を連続して40ミリ秒を超えた場合は、その連続する2の料金月のうちの最終料金月における国内インターネット接続サービスのインターネット接続料（E t h e r - M A N Plus 接続・インターネットのデュアルクラスに係るものは利用料金とします。）の額（従量型に係るものは、平均利用速度が1Mbit/sまでの場合の料金額とします。）に、1 / 3 0（遅延時間が3カ月以上連続して40ミリ秒を超えた場合は、連続して40ミリ秒を超えた期間における3カ月目以降の料金月については2 / 3 0とします。）を乗じて得た額（「遅延時間返還料金額」といいます。）をその契約者に返還します。</p>

区 分	内 容
	<p>ただし、その国内インターネット接続サービスについて、その2の料金月を連続して利用中止又は利用停止があったときは、この限りではありません。</p> <p>イ アの規定による料金返還は、返還対象料金月の翌月末（その月の当社の最終営業日とします。）までに、当社が別に定める方法により契約者が当社に請求した場合に限り、料金を返還します。</p>
<p>(18) デュアルクラスのものサービスの品質（開通遅延期間）に係る利用料金の適用</p>	<p>ア 当社は、第9条（契約申込の承諾）の規定により広帯域インターネット接続契約の申込みの承諾をした場合において、当社とその契約者とが合意したその契約者回線（デュアルクラスによるものに限ります。以下、この欄において同じとします。）の提供の開始予定日（以下、この欄において「開通予定日」といいます。）に、その契約者の責めによらない理由によりその契約者回線の提供を開始できなかった場合は、開通予定日からその契約者回線の提供を実際に開始した日までの日数（開通予定日の翌日から起算して、実際に開始した日までの日数とします。以下、この欄において「開通遅延日数」といいます。）に応じて、その広帯域インターネット接続契約に係る利用料金（以下、この欄において「開通遅延返還料金額」といいます。）を返還します。</p> <p>イ 開通遅延返還料金額は、その契約者回線の提供を開始した日における利用料金（従量型に係るもののインターネット接続料については、平均利用速度が1Mbit/sまでの料金額（以下、この欄において同じとします。）とします。以下、この欄の規定において「開通遅延返還基準額」といいます。）を基に算出します。</p> <p>ウ アの場合において、その契約者回線に係る開通遅延返還料金額は、開通遅延返還基準額に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。</p> <p>ただし、返還する開通遅延返還料金額は、（ア）又は（イ）の規定により算出する料金額（以下「開通遅延返還上限額」といいます。）を上限として適用します。</p> <p>（ア）（イ）以外の場合</p> <p>その料金月におけるその広帯域インターネット接続契約に係る利用料金（開通遅延返還基準額に係るもの（その料金月において料金表通則2の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則2及び3の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の額（第31条（固定型に係る料金の支払義務）第2項第2号又は第32条（従量型に係る料金の支払義務）第2項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額及び1の（13）欄の適用による減額となる料金額をそれぞれ減じた額とします。）</p>

区 分	内 容												
	<p>(イ) その料金月がその広帯域インターネット接続サービスの提供を開始した料金月であって、その広帯域インターネット接続サービスの提供を開始した日がその料金月の初日以外の日の場合</p> <p>その料金月及び翌料金月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法により算出した料金額の合計額</p> <table border="1" data-bbox="564 647 1409 1088"> <thead> <tr> <th>開通遅延日数</th> <th>料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 日</td> <td>1 0 %</td> </tr> <tr> <td>2 日以上 15 日未満</td> <td>開通遅延日数が1日となる場合に適用される料金返還率に、1日を超える1日ごとに2%を加算した率</td> </tr> <tr> <td>15 日</td> <td>3 8 %</td> </tr> <tr> <td>16 日以上 31 日未満</td> <td>開通遅延日数が15日となる場合に適用される料金返還率に、15日を超える1日ごとに3%を加算した率</td> </tr> <tr> <td>31 日以上</td> <td>9 0 %</td> </tr> </tbody> </table>	開通遅延日数	料金返還率	1 日	1 0 %	2 日以上 15 日未満	開通遅延日数が1日となる場合に適用される料金返還率に、1日を超える1日ごとに2%を加算した率	15 日	3 8 %	16 日以上 31 日未満	開通遅延日数が15日となる場合に適用される料金返還率に、15日を超える1日ごとに3%を加算した率	31 日以上	9 0 %
開通遅延日数	料金返還率												
1 日	1 0 %												
2 日以上 15 日未満	開通遅延日数が1日となる場合に適用される料金返還率に、1日を超える1日ごとに2%を加算した率												
15 日	3 8 %												
16 日以上 31 日未満	開通遅延日数が15日となる場合に適用される料金返還率に、15日を超える1日ごとに3%を加算した率												
31 日以上	9 0 %												
<p>(19) シングルクラスのサービス品質(開通遅延期間)に係るインターネット接続料の適用</p>	<p>ア 当社は、第9条(契約申込の承諾)の規定により広帯域インターネット接続契約の申込みの承諾をした場合において、当社とその契約者とが合意したその契約者回線(シングルクラスによるもの)に限ります。以下、この欄において同じとします。)の提供の開始予定日(以下、この欄において「開通予定日」といいます。)に、その契約者の責めによらない理由によりその契約者回線の提供を開始できなかった場合は、開通予定日からその契約者回線の提供を実際に開始した日までの日数(開通予定日の翌日から起算して、実際に開始した日までの日数とします。以下、この欄において「開通遅延日数」といいます。)に応じて、その広帯域インターネット接続契約に係るインターネット接続料(以下、この欄において「開通遅延返還料金額」といいます。)を返還します。</p> <p>イ 開通遅延返還料金額は、その契約者回線の提供を開始した日におけるインターネット接続料(従量型に係るもののインターネット接続料については、平均利用速度が1Mbit/sまでの料金額(以下、この欄において同じとします。))とします。以下、この欄の規定において「開通遅延返還基準額」といいます。)を基に算出します。</p>												

区 分	内 容												
	<p>ウ アの場合において、その契約者回線に係る開通遅延返還料金額は、開通遅延返還基準額に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。</p> <p>ただし、返還する開通遅延返還料金額は、(ア)又は(イ)の規定により算出する料金額(以下「開通遅延返還上限額」といいます。)を上限として適用します。</p> <p>(ア) (イ)以外の場合</p> <p>その料金月におけるその広帯域インターネット接続契約に係るインターネット接続料(開通遅延返還基準額に係るもの(その料金月において料金表通則2の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則2及び3の規定に基づき算出した額とします。)に限り、)の額(第31条(固定型に係る料金の支払義務)第2項第2号又は第32条(従量型に係る料金の支払義務)第2項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額及び1の(13)欄の適用による減額となる料金額をそれぞれ減じた額とします。)</p> <p>(イ) その料金月がその広帯域インターネット接続サービスの提供を開始した料金月であって、その広帯域インターネット接続サービスの提供を開始した日がその料金月の初日以外の日の場合</p> <p>その料金月及び翌料金月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法により算出した料金額の合計額</p> <table border="1" data-bbox="587 1272 1410 1760"> <thead> <tr> <th>開通遅延日数</th> <th>料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>2日以上15日未満</td> <td>開通遅延日数が1日となる場合に適用される料金返還率に、1日を超える1日ごとに2%を加算した率</td> </tr> <tr> <td>15日</td> <td>38%</td> </tr> <tr> <td>16日以上31日未満</td> <td>開通遅延日数が15日となる場合に適用される料金返還率に、15日を超える1日ごとに3%を加算した率</td> </tr> <tr> <td>31日以上</td> <td>90%</td> </tr> </tbody> </table>	開通遅延日数	料金返還率	1日	10%	2日以上15日未満	開通遅延日数が1日となる場合に適用される料金返還率に、1日を超える1日ごとに2%を加算した率	15日	38%	16日以上31日未満	開通遅延日数が15日となる場合に適用される料金返還率に、15日を超える1日ごとに3%を加算した率	31日以上	90%
開通遅延日数	料金返還率												
1日	10%												
2日以上15日未満	開通遅延日数が1日となる場合に適用される料金返還率に、1日を超える1日ごとに2%を加算した率												
15日	38%												
16日以上31日未満	開通遅延日数が15日となる場合に適用される料金返還率に、15日を超える1日ごとに3%を加算した率												
31日以上	90%												

2 料金額

2 - 1 広帯域インターネット接続サービスに係る利用料金

2 - 1 - 1 K V H専用アクセス・インターネット（固定型・デュアルクラス）に係る利用料金

（1）1.5 Mb/sのもの

1 契約者回線ごとに月額

料金種別	料金額（税込額）
インターネット接続料	30,000円（31,500円）
アクセス回線料	96,000円（100,800円）

2 - 1 - 2 Ether - MAN Plus 接続・インターネット（固定型）に係る利用料金

（1）10 Base Tのもの（専用型のもの）

ア インターネット接続料

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料金額（税込額）
1Mb/s	20,000円（21,000円）
2Mb/s	40,000円（42,000円）
3Mb/s	59,000円（61,950円）
5Mb/s	99,000円（103,950円）
7Mb/s	139,000円（145,950円）
10Mb/s	209,880円（220,374円）

イ アクセス回線料

（ア）デュアルクラス

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料金額（税込額）
1Mb/s	87,500円（91,875円）
2Mb/s	95,000円（99,750円）
3Mb/s	102,500円（107,625円）
5Mb/s	117,500円（123,375円）
7Mb/s	132,500円（139,125円）
10Mb/s	147,500円（154,875円）

(イ) シングルクラス

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料金額 (税込額)	
1Mb/s	80,500円	(84,525円)
2Mb/s	88,000円	(92,400円)
3Mb/s	95,500円	(100,275円)
5Mb/s	110,500円	(116,025円)
7Mb/s	125,500円	(131,775円)
10Mb/s	140,500円	(147,525円)

(2) 100BaseTXのもの

ア 専用型のもの

(ア) インターネット接続料

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料金額 (税込額)	
10Mb/s	209,880円	(220,374円)
20Mb/s	396,000円	(415,800円)
30Mb/s	594,000円	(623,700円)
40Mb/s	792,000円	(831,600円)
50Mb/s	990,000円	(1,039,500円)
60Mb/s	1,188,000円	(1,247,400円)
70Mb/s	1,386,000円	(1,455,300円)
80Mb/s	1,584,000円	(1,663,200円)
100Mb/S	1,980,000円	(2,079,000円)

(イ) アクセス回線料

A. デュアルクラス

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料金額 (税込額)	
10Mb/s	147,500円	(154,875円)
20Mb/s	151,000円	(158,550円)
30Mb/s	154,500円	(162,225円)
40Mb/s	158,000円	(165,900円)
50Mb/s	161,500円	(169,575円)

60Mb/s	165,000円	(173,250円)
70Mb/s	168,500円	(176,925円)
80Mb/s	172,000円	(180,600円)
100Mb/S	175,500円	(184,275円)

B. シングルクラス

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料金額 (税込額)	
10Mb/s	140,500円	(147,525円)
20Mb/s	144,000円	(151,200円)
30Mb/s	147,500円	(154,875円)
40Mb/s	151,000円	(158,550円)
50Mb/s	154,500円	(162,225円)
60Mb/s	158,000円	(165,900円)
70Mb/s	161,500円	(169,575円)
80Mb/s	165,000円	(173,250円)
100Mb/S	168,500円	(176,925円)

イ 共用型のもの

(ア) インターネット接続料

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料金額 (税込額)	
100Mb/s	200,000円	(210,000円)

(イ) アクセス回線料

A. デュアルクラス

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料金額 (税込額)	
100Mb/s	218,500円	(229,425円)

B. シングルクラス

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料金額 (税込額)	
100Mb/s	168,500円	(176,925円)

2 - 1 - 3 Ether - MAN EX接続・インターネットに係る利用料金

(1) アクセス専用型のもの

10BaseTのもの

ア 固定型のもの

(ア) インターネット接続料

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料金額 (税込額)
1Mb/s	1 2 0 , 0 0 0 円 (1 2 6 , 0 0 0 円)
2Mb/s	1 7 7 , 0 0 0 円 (1 8 5 , 8 5 0 円)
3Mb/s	2 4 9 , 0 0 0 円 (2 6 1 , 4 5 0 円)
5Mb/s	4 1 6 , 0 0 0 円 (4 3 6 , 8 0 0 円)
7Mb/s	5 8 2 , 0 0 0 円 (6 1 1 , 1 0 0 円)
10Mb/s	8 3 2 , 0 0 0 円 (8 7 3 , 6 0 0 円)

(イ) アクセス回線料

A . デュアルクラス

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料金額 (税込額)
1Mb/s	8 8 , 4 0 0 円 (9 2 , 8 2 0 円)
2Mb/s	1 0 4 , 6 5 0 円 (1 0 9 , 8 8 2 . 5 円)
3Mb/s	1 1 3 , 7 5 0 円 (1 1 9 , 4 3 7 . 5 円)
5Mb/s	1 2 5 , 4 5 0 円 (1 3 1 , 7 2 2 . 5 円)
7Mb/s	1 3 3 , 2 5 0 円 (1 3 9 , 9 1 2 . 5 円)
10Mb/s	1 4 1 , 5 7 0 円 (1 4 8 , 6 4 8 . 5 円)

B . シングルクラス

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料金額 (税込額)
1Mb/s	7 0 , 0 0 0 円 (7 3 , 5 0 0 円)
2Mb/s	8 2 , 5 0 0 円 (8 6 , 6 2 5 円)
3Mb/s	8 9 , 5 0 0 円 (9 3 , 9 7 5 円)
5Mb/s	9 8 , 5 0 0 円 (1 0 3 , 4 2 5 円)
7Mb/s	1 0 4 , 5 0 0 円 (1 0 9 , 7 2 5 円)
10Mb/s	1 1 0 , 9 0 0 円 (1 1 6 , 4 4 5 円)

イ 従量型のもの

(ア) インターネット接続料

1 契約者回線ごとに月額

平均利用速度	料金額 (税込額)
1Mbit/s まで	86,000円 (90,300円)
1Mbit/s を超え 2Mbit/s まで	172,000円 (180,600円)
2Mbit/s を超え 3Mbit/s まで	258,000円 (270,900円)
3Mbit/s を超え 4Mbit/s まで	344,000円 (361,200円)
4Mbit/s を超え 5Mbit/s まで	430,000円 (451,500円)
5Mbit/s を超え 6Mbit/s まで	516,000円 (541,800円)
6Mbit/s を超え 7Mbit/s まで	602,000円 (632,100円)
7Mbit/s を超え 8Mbit/s まで	688,000円 (722,400円)
8Mbit/s を超え 9Mbit/s まで	774,000円 (812,700円)
9Mbit/s を超え 10Mbit/s まで	860,000円 (903,000円)

(イ) アクセス回線料

1 契約者回線ごとに月額

品 目		料金額 (税込額)
デュアルクラス	10Mb/s	141,570円 (148,648.5円)
シングルクラス	10Mb/s	110,900円 (116,445円)

100BaseTXのもの

ア 固定型のもの

(ア) インターネット接続料

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料金額 (税込額)
10Mb/s	832,000円 (873,600円)
20Mb/s	1,663,000円 (1,746,150円)
30Mb/s	2,495,000円 (2,619,750円)
50Mb/s	4,158,000円 (4,365,900円)
70Mb/s	4,797,000円 (5,036,850円)
100Mb/S	5,098,000円 (5,352,900円)

(イ) アクセス回線料

A. デュアルクラス

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料金額 (税込額)	
10Mb/s	150,700円	(158,235円)
20Mb/s	165,000円	(173,250円)
30Mb/s	171,500円	(180,075円)
50Mb/s	178,000円	(186,900円)
70Mb/s	183,200円	(192,360円)
100Mb/S	188,400円	(197,820円)

B. シングルクラス

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料金額 (税込額)	
10Mb/s	111,000円	(116,550円)
20Mb/s	122,000円	(128,100円)
30Mb/s	127,000円	(133,350円)
50Mb/s	132,000円	(138,600円)
70Mb/s	136,000円	(142,800円)
100Mb/S	140,000円	(147,000円)

イ 従量型のもの

(ア) インターネット接続料

1 契約者回線ごとに月額

平均利用速度	料金額 (税込額)	
1Mbit/s まで	95,000円	(99,750円)
1Mbit/s を超え 2Mbit/s まで	190,000円	(199,500円)
2Mbit/s を超え 3Mbit/s まで	284,000円	(298,200円)
3Mbit/s を超え 4Mbit/s まで	378,000円	(396,900円)
4Mbit/s を超え 5Mbit/s まで	473,000円	(496,650円)
5Mbit/s を超え 6Mbit/s まで	568,000円	(596,400円)
6Mbit/s を超え 7Mbit/s まで	662,000円	(695,100円)
7Mbit/s を超え 8Mbit/s まで	757,000円	(794,850円)
8Mbit/s を超え 9Mbit/s まで	851,000円	(893,550円)
9Mbit/s を超え 10Mbit/s まで	946,000円	(993,300円)

10Mbit/s を超え 15Mbit/s まで	1,419,000円 (1,489,950円)
15Mbit/s を超え 20Mbit/s まで	1,891,000円 (1,985,550円)
20Mbit/s を超え 25Mbit/s まで	2,365,000円 (2,483,250円)
25Mbit/s を超え 30Mbit/s まで	2,837,000円 (2,978,850円)
30Mbit/s を超え 35Mbit/s まで	3,310,000円 (3,475,500円)
35Mbit/s を超え 40Mbit/s まで	3,783,000円 (3,972,150円)
40Mbit/s を超え 45Mbit/s まで	4,256,000円 (4,468,800円)
45Mbit/s を超え 50Mbit/s まで	4,729,000円 (4,965,450円)
50Mbit/s を超え 55Mbit/s まで	5,202,000円 (5,462,100円)
55Mbit/s を超え 60Mbit/s まで	5,342,000円 (5,609,100円)
60Mbit/s を超え 65Mbit/s まで	5,398,000円 (5,667,900円)
65Mbit/s を超え 70Mbit/s まで	5,456,000円 (5,728,800円)
70Mbit/s を超え 100Mbit/s まで	5,798,000円 (6,087,900円)

(イ) アクセス回線料

1 契約者回線ごとに月額

品 目		料金額 (税込額)
デュアルクラス	100Mb/s	188,400円 (197,820円)
シングルクラス	100Mb/s	140,000円 (147,000円)

2 - 1 - 4 Ether - MAN接続・インターネットに係る利用料金

(1) 10BaseTのもの

ア 固定型のもの

(ア) インターネット接続料

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料金額 (税込額)
1Mb/s	120,000円 (126,000円)
2Mb/s	177,000円 (185,850円)
3Mb/s	249,000円 (261,450円)
5Mb/s	416,000円 (436,800円)
7Mb/s	582,000円 (611,100円)
10Mb/s	832,000円 (873,600円)

(イ) アクセス回線料

A. デュアルクラス

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料金額 (税込額)
1Mb/s	75,400円 (79,170円)
2Mb/s	91,650円 (96,232.5円)
3Mb/s	100,750円 (105,787.5円)
5Mb/s	112,450円 (118,072.5円)
7Mb/s	120,250円 (126,262.5円)
10Mb/s	128,570円 (134,998.5円)

B. シングルクラス

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料金額 (税込額)
1Mb/s	58,000円 (60,900円)
2Mb/s	70,500円 (74,025円)
3Mb/s	77,500円 (81,375円)
5Mb/s	86,500円 (90,825円)
7Mb/s	92,500円 (97,125円)
10Mb/s	98,900円 (103,845円)

イ 従量型のもの

(ア) インターネット接続料

1 契約者回線ごとに月額

平均利用速度	料金額 (税込額)
1Mbit/s まで	86,000円 (90,300円)
1Mbit/s を超え 2Mbit/s まで	172,000円 (180,600円)
2Mbit/s を超え 3Mbit/s まで	258,000円 (270,900円)
3Mbit/s を超え 4Mbit/s まで	344,000円 (361,200円)
4Mbit/s を超え 5Mbit/s まで	430,000円 (451,500円)
5Mbit/s を超え 6Mbit/s まで	516,000円 (541,800円)
6Mbit/s を超え 7Mbit/s まで	602,000円 (632,100円)
7Mbit/s を超え 8Mbit/s まで	688,000円 (722,400円)
8Mbit/s を超え 9Mbit/s まで	774,000円 (812,700円)
9Mbit/s を超え 10Mbit/s まで	860,000円 (903,000円)

(イ) アクセス回線料

1 契約者回線ごとに月額

品 目		料金額 (税込額)
デュアルクラス	10Mb/s	128,570円 (134,998.5円)
シングルクラス	10Mb/s	98,900円 (103,845円)

(2) 100BaseTXのもの

ア 固定型のもの

(ア) インターネット接続料

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料金額 (税込額)
10Mb/s	832,000円 (873,600円)
20Mb/s	1,663,000円 (1,746,150円)
30Mb/s	2,495,000円 (2,619,750円)
50Mb/s	4,158,000円 (4,365,900円)
70Mb/s	4,797,000円 (5,036,850円)
100Mb/S	5,098,000円 (5,352,900円)

(イ) アクセス回線料

A. デュアルクラス

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料金額 (税込額)
10Mb/s	128,700円 (135,135円)
20Mb/s	143,000円 (150,150円)
30Mb/s	149,500円 (156,975円)
50Mb/s	156,000円 (163,800円)
70Mb/s	161,200円 (169,260円)
100Mb/S	166,400円 (174,720円)

B. シングルクラス

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料金額 (税込額)
10Mb/s	99,000円 (103,950円)
20Mb/s	110,000円 (115,500円)

30Mb/s	115,000円(120,750円)
50Mb/s	120,000円(126,000円)
70Mb/s	124,000円(130,200円)
100Mb/S	128,000円(134,400円)

イ 従量型のもの

(ア) インターネット接続料

1 契約者回線ごとに月額

平均利用速度	料金額(税込額)
1Mbit/s まで	95,000円 (99,750円)
1Mbit/s を超え 2Mbit/s まで	190,000円 (199,500円)
2Mbit/s を超え 3Mbit/s まで	284,000円 (298,200円)
3Mbit/s を超え 4Mbit/s まで	378,000円 (396,900円)
4Mbit/s を超え 5Mbit/s まで	473,000円 (496,650円)
5Mbit/s を超え 6Mbit/s まで	568,000円 (596,400円)
6Mbit/s を超え 7Mbit/s まで	662,000円 (695,100円)
7Mbit/s を超え 8Mbit/s まで	757,000円 (794,850円)
8Mbit/s を超え 9Mbit/s まで	851,000円 (893,550円)
9Mbit/s を超え 10Mbit/s まで	946,000円 (993,300円)
10Mbit/s を超え 15Mbit/s まで	1,419,000円 (1,489,950円)
15Mbit/s を超え 20Mbit/s まで	1,891,000円 (1,985,550円)
20Mbit/s を超え 25Mbit/s まで	2,365,000円 (2,483,250円)
25Mbit/s を超え 30Mbit/s まで	2,837,000円 (2,978,850円)
30Mbit/s を超え 35Mbit/s まで	3,310,000円 (3,475,500円)
35Mbit/s を超え 40Mbit/s まで	3,783,000円 (3,972,150円)
40Mbit/s を超え 45Mbit/s まで	4,256,000円 (4,468,800円)
45Mbit/s を超え 50Mbit/s まで	4,729,000円 (4,965,450円)
50Mbit/s を超え 55Mbit/s まで	5,202,000円 (5,462,100円)
55Mbit/s を超え 60Mbit/s まで	5,342,000円 (5,609,100円)
60Mbit/s を超え 65Mbit/s まで	5,398,000円 (5,667,900円)
65Mbit/s を超え 70Mbit/s まで	5,456,000円 (5,728,800円)
70Mbit/s を超え 100Mbit/s まで	5,798,000円 (6,087,900円)

(イ) アクセス回線料

1 契約者回線ごとに月額

品 目		料金額 (税込額)
デュアルクラス	100Mb/s	166,400円 (174,720円)
シングルクラス	100Mb/s	128,000円 (134,400円)

2 - 2 他社回線接続・インターネット接続サービスに係る利用料金

(1) 1.5Mb/sのもの(固定型のもの)

ア インターネット接続料

1 接続契約者回線等ごとに月額

料金額 (税込額)
30,000円 (31,500円)

イ アクセス回線料

(ア) 特定他社接続回線が東日本電信電話株式会社のもの

A. 通常クラスのもの

1 接続契約者回線等ごとに月額

距離区分		料金額 (税込額)
特定他社接続回線が同一の単位料金区域に終始するもの		183,000円 (192,150円)
特定他社接続回線が上欄以外のもの	10kmまでのもの	230,000円 (241,500円)
	10kmを超えるもの	230,000円(241,500円)に10kmまでごとに13,000円(13,650円)を加えた額

(注)特定他社接続回線は、東京都内(島嶼部を除く)又は神奈川県内に終始するものに限りです。

B. エコノミークラスのもの

1 接続契約者回線等ごとに月額

距離区分	料金額 (税込額)
特定他社接続回線が同一の単位料金区域に終始するもの	104,000円 (109,200円)

特定他社接続 回線が上欄以 外のもの	10kmまでのもの	152,000円(159,600円)
	10kmを超えるもの	152,000円(159,600円)に10kmまで ごとに13,000円(13,650円)を加えた額

(注)特定他社接続回線は、東京都内(島嶼部を除く)又は神奈川県内に終始するものに限りません。

(イ) 特定他社接続回線が西日本電信電話株式会社のもの

A. 通常クラスのもの

1 接続契約者回線等ごとに月額

距離区分		料金額(税込額)
特定他社接続回線が同一の単位料金区域に終始するもの		166,000円(174,300円)
特定他社接続 回線が上欄以 外のもの	10kmまでのもの	216,000円(226,800円)
	10kmを超えるもの	216,000円(226,800円)に10kmまで ごとに11,000円(11,550円)を加えた額

(注)特定他社接続回線は、大阪府内に終始するものに限りません。

B. エコノミークラスのもの

1 接続契約者回線等ごとに月額

距離区分		料金額(税込額)
特定他社接続回線が同一の単位料金区域に終始するもの		115,000円(120,750円)
特定他社接 続回線が上 欄以外のもの	10kmまでのもの	165,000円(173,250円)
	10kmを超えるもの	165,000円(173,250円)に10kmまで ごとに11,000円(11,550円)を加えた額

(注)特定他社接続回線は、大阪府内に終始するものに限りません。

2-3 外国インターネット接続サービスに係る利用料金

(1) 1.5Mb/sのもの

1 外国契約者回線ごとに月額

料金額
別に定める料金額

(注1) 提供できない取扱地域があります。

(注2) 取扱地域により料金額が異なります。

(2) 2Mb/sのもの

1 外国契約者回線ごとに月額

料金額
別に定める料金額

(注1) 提供できない取扱地域があります。

(注2) 取扱地域により料金額が異なります。

(3) 10BaseTのもの

1 外国契約者回線ごとに月額

品目	料金額
1Mb/s	別に定める料金額
2Mb/s	別に定める料金額
3Mb/s	別に定める料金額
5Mb/s	別に定める料金額
7Mb/s	別に定める料金額
10Mb/s	別に定める料金額

(注1) 品目により提供できない取扱地域があります。

(注2) 取扱地域により料金額が異なります。

(4) 100BaseTXのもの

1 外国契約者回線ごとに月額

品目	料金額
10Mb/s	別に定める料金額
20Mb/s	別に定める料金額
30Mb/s	別に定める料金額
50Mb/s	別に定める料金額
70Mb/s	別に定める料金額
100Mb/S	別に定める料金額

(注1) 品目により提供できない取扱地域があります。

(注2) 取扱地域により料金額が異なります。

(5) 1000BaseSXのもの

1 外国契約者回線ごとに月額

品目	料金額
100Mb/s	別に定める料金額
200Mb/s	別に定める料金額
300Mb/s	別に定める料金額
400Mb/s	別に定める料金額
1000Mb/s	別に定める料金額

(注1) 品目により提供できない取扱地域があります。

(注2) 取扱地域により料金額が異なります。

2 - 4 加算額

契約者回線に係るもの（Ether - MAN Plus 接続・インターネットの契約者回線、Ether - MAN EX接続・インターネットの契約者回線及び接続契約者回線等に係るものを除きます。）

月額

料金種別	単位	区分	料金額（税込額）	
ア 回線終端装置	1 台ごと に	デュアルクラ スのもの	1.5Mb/s 用のもの	9,500円 (9,975円)
			10BaseT 用のもの	11,000円 (11,550円)
			100BaseTX 用のもの	20,000円 (21,000円)
		シングルクラスのもの	10,000円 (10,500円)	
イ 配線設備 (配線盤から回 線終端装置まで の間の配線設備)	1 配線ご とに	デュアルクラス又はシングルクラ スの場合	2,000円 (2,100円)	

(注) 上表の加算額は、1の契約者回線について、回線終端装置を1台（又は配線設備を1配線）として料金額を適用します。

2 - 5 付加機能使用料

月額

区 分		単 位	料金額
DNS 管理機能	ア．契約の単位はネームサーバに登録されたドメイン名又はIPアドレス情報の管理単位（以下「ゾーン」といいます。）とします。 イ．プライマリネームサーバ、セカンダリネームサーバを提供します。	プライマリ ネームサーバ	1ゾーン ごとに 別に定める料金額
		セカンダリ ネームサーバ	1ゾーン ごとに 別に定める料金額
備考	セカンダリネームサーバについては、1ゾーンは無料とします。		

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

広帯域インターネット接続サービス等に係る工事費の適用については、第33条(工事費の支払義務)の規定によるほか次のとおりとします。

(1) 契約者等回線に係る工事費の適用

区 分	内 容
工事費の適用	工事費は、工事を要する契約者等回線について、1の工事ごとに適用します。
工事の適用区分	<p>工事の区分は次のとおりとします。</p> <p>ア 回線終端装置に係る工事 回線終端装置の工事を要する場合(パッケージの追加・取替えを含みます。)に適用します。</p> <p>イ 配線設備に係る工事 配線設備の工事を要する場合に適用します。</p> <p>ウ 取扱局内工事 取扱局交換設備、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。</p> <p>(ア) 交換機等工事 取扱局交換設備等において工事を要する場合に適用します。</p> <p>(イ) スイッチポート設定工事 スイッチポートの設定等の工事を要する場合に適用します。</p> <p>(ウ) インターネット接続工事 蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。</p> <p>(エ) 従量課金設定工事 従量型の場合で、課金設定工事を要する場合に適用します。</p> <p>(オ) 品目変更に係る工事 E t h e r - M A N P l u s 接続・インターネットのものについて、品目変更に係る取扱局交換設備等の工事を要する場合に適用します。</p> <p>エ 付加機能に係る工事 付加機能の利用の開始、変更及び一時中断の再利用等の場合に適用します。</p>

(2) 特定他社接続回線に係る工事費の適用

工事費の適用	
ア 特定他社接続回線に係る工事費の適用	当社は、特定他社接続回線に係る工事費について、特定事業者の定める専用サービス契約約款に規定する工事に関する費用の適用に準じて取り扱うほか、当該特定事業者との間で締結した相互接続協定に規定する工事費を適用して取り扱います。
イ 工事費の適用除外及び減額の適用	当社は、2の(2)(特定他社接続回線に係る工事費の額)の規定にかかわらず、当該特定事業者との間で締結した相互接続協定に基づき、又は工事の態様等を勘案して、その工事費の額について適用を除外すること又は減額して適用することがあります。

(3) 外国契約者回線に係る工事費の適用

工事費の適用は当社が別に定めるところによります。

2 工事費の額

(1) 契約者等回線に係る工事費の額

ア 回線終端装置及び配線設備に係る工事

(ア) KVH専用アクセス・インターネット、Ether-MAN EX接続・インターネット(アクセス専用型のもの)又はEther-MAN 接続・インターネットのもの

1の工事ごとに

工事の種類	区 分	工事費の額(税込額)
回線終端装置に係る工事	ア 契約の申込みの場合	4,500円(4,725円)
	イ 契約者回線の請求に係る場合	別に算定する実費
配線設備に係る工事	ア 契約の申込みの場合	8,000円(8,400円)
	イ 契約者回線の請求に係る場合	別に算定する実費

備考

1. 「契約の申込み」の場合であって工事の着手後完了前にその契約の解除又はその工事の請求の取消しがあった場合の回線終端装置及び配線設備に係る工事費の額については、上表の工事費の額にかかわらず「別に算定する実費」とします。
2. その契約者回線が「契約の解除」と同時に「契約の申込み」を行うこととなる場合の回線終端装置及び配線設備に係る工事費の額については、上表の工事費の額にかかわらず「別に算定する実費」とします。

(イ) Ether-MAN Plus接続・インターネットのもの

1の工事ごとに

工事の種類	区 分	工事費の額(税込額)
回線終端装置及び配線設備 に係る工事	ア 契約の申込みの場合	35,000円(36,750円)
	イ 契約者回線の請求に係る場合	別に算定する実費

備考

1. 「契約の申込み」の場合であって工事の着手後完了前にその契約の解除又はその工事の請求の取消しがあった場合の回線終端装置及び配線設備に係る工事費の額については、上表の工事費の額にかかわらず「別に算定する実費」とします。
2. その契約者回線が「契約の解除」と同時に「契約の申込み」を行うこととなる場合の回線終端装置及び配線設備に係る工事費の額については、上表の工事費の額にかかわらず「別に算定する実費」とします。

イ 取扱局内工事

(ア) KVH専用アクセス・インターネット、Ether-MAN EX接続・インターネット(アクセス専用型のもの)又はEther-MAN 接続・インターネットのもの

工 事 の 種 類			単 位	工事費の額 (税込額)
固	1.5Mb/sのもの		1の工事ごとに	20,000円 (21,000円)
	デュアル クラ スの もの	10BaseT のもの	交換機等工事	1の工事ごとに 1,000円 (1,050円)
			インターネット接続工事	1の工事ごとに 100,000円 (105,000円)

定 型		100BaseTX のもの	交換機等工事	1の工事ごとに	1,000円 (1,050円)
			インターネット接続工事	1の工事ごとに	300,000円 (315,000円)
	シ ン グ ル ク ラ ス の も の	交換機等工事		1の工事ごとに	1,000円 (1,050円)
		スイッチポート設定工事		1の工事ごとに	30,000円 (31,500円)
		イン タ ー ネ ッ ト 接 続 工 事	10BaseTのもの	1の工事ごとに	100,000円 (105,000円)
100BaseTXのもの	1の工事ごとに		300,000円 (315,000円)		
従 量 型	デュ ア ル ク ラ ス の も の	交換機等工事		1の工事ごとに	1,000円 (1,050円)
		従量課金設定工事		1の工事ごとに	150,000円 (157,500円)
		イン タ ー ネ ッ ト 接 続 工 事	10BaseTのもの	1の工事ごとに	100,000円 (105,000円)
			100BaseTXのもの	1の工事ごとに	300,000円 (315,000円)
	シ ン グ ル ク ラ ス の も の	交換機等工事		1の工事ごとに	1,000円 (1,050円)
		スイッチポート設定工事		1の工事ごとに	30,000円 (31,500円)
		従量課金設定工事		1の工事ごとに	150,000円 (157,500円)
		イン タ ー ネ ッ ト 接 続 工 事	10BaseTのもの	1の工事ごとに	100,000円 (105,000円)
100BaseTXのもの	1の工事ごとに		300,000円 (315,000円)		

(イ) Ether-MAN Plus 接続・インターネットのもの

工 事 の 種 類	単 位	工事費の額 (税込額)
交換機等工事	1の工事ごとに	17,500円 (18,375円)
スイッチポート設定工事	1の工事ごとに	31,000円 (32,550円)
品目変更に係る工事	1の工事ごとに	30,000円 (31,500円)

ウ 付加機能に係る工事

工 事 の 種 類	単 位	工事費の額
DNS管理機能	1の工事ごとに	別に算定する実費

(2) 特定他社接続回線に係る工事費の額

工事費の額
特定事業者の定める専用サービス契約約款及び相互接続協定に規定する工事費の額

(3) 外国契約者回線に係る工事費

工事費の額は当社が別に定めるところによります。

第2 線路等設備費

1 適用

区 分	内 容
線路等設備費	<p>ア 線路等設備費は、次の設備について適用します。</p> <p>当社がその契約者からの契約の申込み又は工事を要する請求に基づき、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）及び建物内において契約者回線を設置するために必要な電気通信設備（その電気通信設備を設置するための管路等を含みます。）の部分（配線盤から回線終端装置までの間の配線設備及び回線終端装置を除きます。）</p> <p>イ 第34条（線路等設備費の支払義務）第1項の規定にかかわらず、その契約者から契約の申込みがあった契約者回線について提供を開始した場合は、線路等設備費の支払いを要しません。</p> <p>ただし、その契約者回線について契約の解除と同時に契約の申込みを行うこととなる場合は、線路等設備費の支払いを要します。</p> <p>ウ 前イの規定にかかわらず、その契約者から契約の申込みがあった契約者回線について工事の着手後完了前に契約の解除があった場合は、第34条第3項の規定を適用します。</p>

2 線路等設備費の額

区 分	線路等設備費の額
線路等設備費	別に算定する実費

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 手数料

区 分	単 位	料金額
ドメイン名登録	1のドメイン名ごとに	別に算定する実費
I Pアドレス割当	1のI Pアドレスごとに	別に算定する実費
B G P接続	1の接続ごとに	別に算定する実費
持ち込みI Pアドレス	1のC I D Rブロックごとに	別に算定する実費

(注) 上記手数料のほか、J P N I C等への手数料(実費)が必要な場合があります。

第2 維持管理料

月 額

区 分	単 位	料金額
ドメイン名登録	1のドメイン名ごとに	別に定める料金額
I Pアドレス割当	1のI Pアドレスごとに	別に定める料金額
B G P接続	1の接続ごとに	別に定める料金額
持ち込みI Pアドレス	1のI Pアドレスごとに	別に定める料金額

附 則

(実施期日)

この約款は、平成13年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成13年9月14日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成13年11月15日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に改正前の規定により提供している1.5Mb/s用のもの及び10BaseT用のものについては、この改正規定実施日にデュアルクラスの1.5Mb/s用のもの及び10BaseT用のものに移したものとみなして取り扱います。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 14 年 7 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に改正前の規定により提供している品目については、この改正規定実施日に固定型の品目に移行したものとみなして取り扱います。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 14 年 9 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 14 年 10 月 8 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 2 月 20 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際、現に、改正前の規定により提供している K V H インターネットについては、第 1 1 条 (契約期間) の契約期間に係る規定は適用しません。

ただし、この改正規定実施日以降に、K V H インターネットの区分及び品目の変更又は契約者回線の移転等があった場合は、第 1 1 条 (契約期間) の契約期間に係る規定を適用します。

- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (K V H - I 1)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (K V H - I 2)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 4 月 2 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (K V H - I 3)

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 1 月 1 日から実施します。

附 則 (K V H - I 4)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 5 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定により、改正前の K V H インターネット契約約款は、広帯域インターネット接続サービス契約約款と名称を変更します。

- 3 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している「KVHインターネット契約」は、この改正規定実施の日において、「広帯域インターネット接続契約」とみなして取り扱います。
- 4 この改正規定実施の際、現に、改正前の規定により提供しているデュアルクラスの1.5Mb/sの品目については、この改正規定実施日に専用線接続・インターネット（デュアルクラス）の1.5Mb/sの品目に移行したものとみなして取り扱います。
- 5 この改正規定実施の際、現に、改正前の規定により提供しているデュアルクラスの10BaseT又は100BaseTXの品目については、この改正規定実施日にEthernet-MAN接続・インターネット（デュアルクラス）の10BaseT又は100BaseTXの品目に移行したものとみなして取り扱います。
- 6 この改正規定実施の際、現に、改正前の規定により提供しているシングルクラスの10BaseT又は100BaseTXの品目については、この改正規定実施日にEthernet-MAN接続・インターネット（シングルクラス）の10BaseT又は100BaseTXの品目に移行したものとみなして取り扱います。
- 7 契約者は、この改正規定実施日以降に契約の申込みを行ったときは、第34条（線路等設備費の支払義務）の線路等設備費に係る規定を適用します。
- 8 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 9 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（KVH-I 5）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年7月10日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際、現に、改正前の規定により提供している「KVH接続インターネット」及び「専用線接続・インターネット」に関する提供条件及びサービス品質に係る料金の適用については、なお従前のおりとしします。
- 3 「他社回線接続・インターネット接続サービス」及び「KVH専用アクセス・インターネット」については平成18年7月10日から提供します。
- 4 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（KVH-I 6）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年3月19日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則 (K V H - I 7)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 19 年 6 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (K V H - I 8)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 20 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (K V H - I 9)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 21 年 2 月 25 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (K V H - I 10)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 21 年 3 月 21 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際、現に、改正前の規定により提供している E t h e r - M A N 接続・インターネットについて当社がその契約者に対し、別に E t h e r - M A N E X 接続・インターネット (アクセス専用型のものに限り、以下この項において同じとします。) への移行の通知を行い工事が完了した場合に限り、その工事の完了日をもって E t h e r - M A N E X 接続・インターネットに移行したものとみなして取り扱います。

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（ＫＶＨ - I 11）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年3月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際、現に、改正前の規定により提供しているＫＶＨデータセンタ・インターネットは、データセンタ・インターネット契約約款に定めるコロケーション向けインターネットに移行したものとみなして取り扱います。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。